

第 3 部 災害応急対策(一般災害)

第1章 活動体制の確立

風水害時の災害応急対策を効果的に実施するため、県、村及び関係機関は、各々の機関ごとに応急活動体制を確立する。また、当該地域だけでは対処しえない事態においては、他の公共団体への広域応援や自衛隊への派遣要請を行い、必要に応じ、各種ボランティア等の協力を得るなど、効果的な体制を確立する必要がある。

第1節 応急活動体制の確立

【関係機関：十島村】

風水害等の災害発生に際して、被災者の救援に全力を挙げて対応するため、県、村及び関係機関等は、それぞれの計画に定められた防災活動体制を確立させ、迅速かつ的確に災害応急対策を遂行する。

このため、気象警報等の発表後、発災に到るまでの警戒段階の活動体制の確立を重視するとともに、各々の組織が活動しやすい環境を確立することに配慮する。

なお、災害状況により、配備指示が不十分となることも予想されるため、職員は自主参集に努める。

第1 応急活動体制の確立

1 災害状況等に応じた活動体制の確立

風水害等による災害が発生した場合、県、防災関係機関、他の町村等と連携・協力し、災害応急対策を実施するとともに、村及びその他の防災機関が処理する応急対策を支援し、かつ総合調査を行う体制を確立する。

このため、必要があると認めるときは、十島村災害対策本部を設置し、応急対策を実施する。

なお、災害の規模等によりこれに至らない場合は、情報連絡体制又は十島村災害警戒本部の設置による活動体制を確立して対策にあたる。

また、災害の状況により、県への被災状況の通報や応援要請を行い、被災地域の状況を早期に把握できる体制の確立に努めることとし、被害の程度によっては、村が実施する応急対策を県が代行する場合もあることに留意する。

(1) 災害対策本部設置前の初動体制

ア 情報連絡体制の確立

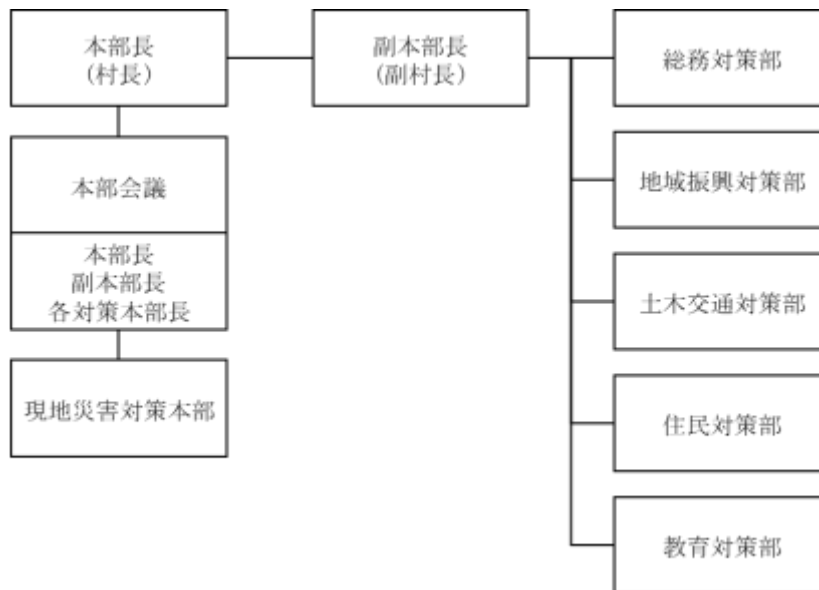
村内に各種の気象警報等が発表されたときは、災害情報や被害状況等の情報を収集するため、総務課職員による情報連絡体制を確立する。

イ 災害警戒本部（支部）の設置

(ア) 村内に小規模な災害が発生したとき、又は村内に各種の気象警報等が発表され、災害の発生が予想されるときは、災害警戒本部を設置する。

- (イ) 災害警戒本部に本部長、副本部長を置き、本部長は総務課長を、副本部長は土木交通課長及び総務課政策推進室長をもって充てる。本部に災害警戒要員を置き、事前に指定した課（教育総務課を含む。）の職員をもって充てる。
 - (ウ) 災害の発生するおそれが解消したと認められるとき又は災害対策本部を設置した時は、災害警戒本部を廃止する。
- (2) 村災害対策本部の設置
- ア 村災害対策本部の設置又は廃止
- (ア) 村災害対策本部の設置
 - 村長は、次の基準により災害対策本部を設置する。
 - a 村内に重大な災害が発生し、又は発生するおそれがあると認められたとき。
 - b 災害救助法を適用する災害が発生し、総合的な対策を要すると認められたとき。
 - c 村内に特別警報が発表されたとき。
 - (イ) 村災害対策本部の廃止
 - 本部長は、村の地域において災害の発生するおそれが解消したと認めるとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めるときは、村災害対策本部を廃止する。
 - (ウ) 村長は、災害対策本部を設置又は廃止したときは、その旨を直ちに関係機関へ通知する。
- (3) 現地災害対策本部の設置
- ア 現地災害対策本部の設置又は廃止
- (ア) 現地災害対策本部の設置
 - 村長は、次の基準により現地災害対策本部を設置することができる。
 - a 村内に重大な災害が発生し、又は発生するおそれがあると認められたとき。
 - b 災害救助法を適用する災害が発生し、総合的な対策を要すると認められたとき。
 - c 村内に特別警報が発表されたとき。
 - (イ) 現地災害対策本部の廃止
 - 本部長は、村の地域において災害の発生するおそれが解消したと認めるとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めるときは、現地災害対策本部を廃止する。

村災害対策本部組織図



2 村災害対策本部の組織

(1) 本部の組織

ア 本部の構成

- (ア) 本部に、災害対策本部長（以下「本部長」という。）及び副本部長を置き、本部長は村長を、副本部長は副村長をもって充てる。

なお、村長に事故や不測の事態があった場合は、副村長、総務課長及びあらかじめ指定された順で村長に替わる意思決定を行う。

- (イ) 本部に、対策部を置き、各対策部のもとに、各課の職員で構成される班を置く。
 (ロ) 現地災害対策本部に本部長、副本部長を置き、本部長は村長が指名する職員または出張所長を、副本部長は出張所補助員及び自主防災組織の長をもって充てる。

イ 本部の設置場所

- (ア) 本部は、原則として村災害対策本部（十島村役場3F）に設置する。
 (イ) 現地災害対策本部は、原則としてあらかじめ指定された避難所に設置する。

ウ 本部会議

- (ア) 本部に、本部会議を置き、本部長、副本部長及び各対策部長をもって構成する。
 (イ) 本部会議は、次の事項について本部の基本方針を決定する。
- a 災害応急対策の実施及び調整に関すること。
 - b 国、県、村、その他防災機関との連絡調整に関すること。
 - c 自衛隊の災害派遣要請に関すること。
 - d 災害救助法の適用に関すること。
 - e 国、県、他町村、その他防災機関への応援要請に関すること。
 - f その他、重要事項に関すること。

災害対策本部の対策部、班の所掌事務

対策部名	課 名	所 掌 事 務
各部共通事項		(1) 所管する施設及び分野の災害対策、応急対策に関する こと。 (2) 所管する施設及び分野の被害情報の収集、取りまとめ に関すること。 (3) 関係機関、団体等との連絡調整に関すること。 (4) 本部長の指示による事務及び他部の応援に関するこ と。
	総務課 出納室、議事事務局 「総務室」 「政策推進室」 (総務課長) 総務対策部	

対策部略	課 名	所 掌 事 務
地域振興対策部 (地域振興課長)	地域振興課 「定住対策室」 「産業振興室」	(1) 商工水産関係の被害調査及び報告に関する事 (2) 中小企業に対する災害復旧に係る金融に関する事 (3) 漁業関係及び漁港施設の被害調査及び報告に関する事 (4) 漁業者に対する災害復旧に係る金融に関する事 (5) 労働対策及び職業安定所への連絡に関する事 (6) 農業・林業関係の被害調査及び報告に関する事 (7) 農家に対する災害復旧に係る金融に関する事 (8) 畜産物に関する事 (9) 林野火災に関する事 (10) 村営住宅の被害調査及び対策に関する事 (11) 応急仮設住宅の建設に関する事 (12) 災害住宅資金の融資に関する事 (13) 被災住宅の応急修理に関する事 (14) 村営住宅使用料の減免に関する事 (15) 村営住宅の特定入居及び目的外入居に関する事
	土木交通対策部	土木交通課 「地域整備室」 「航路対策室」

対策部名	課名	所掌事務
住民対策部 (住民課長)	住民課 「村民室」 「健康福祉室」	(1) 被災家屋等の調査、被災者台帳の作成及びり災証明の発行に関する事。 (2) 避難所の開設・運営に関する事 (3) ごみ、し尿及び廃棄物の応急対策に関する事。 (4) 仮設トイレの確保・設置に関する事。 (5) 災害時の防疫、清掃に関する事。 (6) 迷ペットの対応及びペットの処理に関する事。 (7) 流出油災害対策に関する事。 (8) 災害による村税の減免に関する事。 (9) 日本赤十字社との連絡に関する事。 (10) 義援金品に関する事。 (11) 炊き出しに関する事。 (12) 食品及び被服・寝具その他生活必需品の供給に関する事。【地域振興対策部と連携】 (13) 要配慮者の援護及び報告・取りまとめに関する事。 (14) 福祉避難所との連絡及び開設に関する事。 (15) 社会福祉施設の被害調査及び報告・取りまとめに関する事。 (16) 救護所の設置及び運営に関する事。 (17) ボランティアの受入れ配備に関する事。 (18) 食品及び被服・寝具その他生活必需品の給与に関する事。
教育対策部 (教育長)	教育総務課 「教育総務室」	(1) 避難所の開設の協力に関する事。【住民対策部と連携】 (2) 児童・生徒・教職員の安全対策に関する事。 (3) 応急教育に関する事。 (4) 授業に係る措置に関する事。 (5) 文化財の被害の調査及び報告に関する事。

現地災害対策本部の活動内容及び設置候補地

現地要員		役割	設置場所候補地	
指名職員 又は 出張所長		○現地災害対策本部長 ○役場との情報連絡 ○島民・観光客等の把握 ○避難勧告等の呼びかけ	【口之島】 ・口之島地区コミュニティセンター 【中之島】 ・中之島地区コミュニティセンター ・中之島小中学校 ・中之島東区住民生活センター ・中之島西区住民生活センター ・十島村総合開発センター 【諏訪之瀬島】 ・諏訪之瀬島小中学校 ・諏訪之瀬島住民センター ・諏訪之瀬島防災活動拠点施設 【平島】 ・平島地区コミュニティセンター ・平島小中学校 【悪石島】 ・悪石島地区コミュニティセンター ・悪石島小中学校 【小宝島】 ・子宝島小中学校 ・子宝島住民センター ・子宝島防災活動拠点施設 【宝島】 ・宝島小中学校 ・宝島避難施設	
消防団	分団長	○出張所長との情報連絡 ○防災会長との情報連絡 ○消防団員への指示		
	分団員	○避難勧告等の呼びかけ ○避難誘導 ○避難所の運営支援		
自主防災組織	防災会長 (自治会長) ※	○現地災害対策副本部長 ○避難所運営 (各班のとりまとめ)		
	各地区班長	○防災会長との情報連絡 ○班員の安全確認、避難誘導		
	観光客誘導班 (民宿など宿泊施設) ※班長は管理者	○出張所長との情報連絡 ○観光客等の安全確認、避難誘導		
	学校班	○児童・生徒の安全確認、避難誘導		
診療所	看護師	○避難所における避難者の救護 ○要配慮者等に対する救護／補助 ○自主防災会及び消防分団等との連携		
役場派遣職員※		○全般的な補佐		

※：中之島地区における防災会長は前任区長が行う。

※：役場からの派遣された職員等が在島している場合は、現地災害対策本部の活動に関して、全般的な補佐を実施する。

3 職員の配備基準

災害発生時において、迅速な災害応急対策を推進するため、あらかじめ定められた基準により配備体制をとる。

(1) 職員の配備

ア 配備区分の決定

村長は、配備基準に基づき、災害対策本部等の配備区分を決定する。

なお、災害の態様により、その所掌する災害応急対策を講ずる上で支障がないと認められるときは、配備体制を変更し、又は配備を解くことができる。

災害時の参集・配備基準

体制	基 準	参集・配備基準	活動内容
情報連絡体制	(1) 村内に各種の気象警報等が発表されたとき (2) 総務課長が必要と認めるとき	(1) 総務課：1名以上 (2) 総務課長が必要と認める課、人数	関係機関との連携により、降雨状況や被害情報の収集を行う。
災害警戒本部体制	(1) 村内に小規模な災害が発生したとき (2) 村内に各種の気象警報等が発表され、災害の発生が予想されるとき	(1) 総務課：1名以上 (2) 土木交通課：1名以上 (3) 本部長が必要と認める課、人数	災害警戒本部を設置し、事前に指定した各課を中心に関係機関の協力を得て被害情報の収集、応急対策など防災対策の一層の確立を図る。
災害対策本部体制	第1配備 相当の被害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、本部長が必要と認めるとき	(1) 総務課：2名以上 (2) 土木交通課：2名以上 地域振興課：2名以上 住民課：2名以上 教育総務課：2名以上 (3) 本部長が必要と認める課、人数	災害対策本部を設置し、災害の規模・程度に応じて、村の組織をあげて各種災害応急対策を実施する。
	第2配備 全地域にわたり大きな災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、本部長が必要と認めるとき	(1) 総務課：3名以上 (2) 土木交通課：3名以上 地域振興課：3名以上 住民課：3名以上 教育総務課：1名以上 出納室：1名以上	
	第3配備 (1) 特別警報（大雨、暴風、高潮、波浪、大雪、暴風雪）が発表されたとき (2) 特に甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがあり、全職員の配備を必要とする場合で、本部長が必要と認めるとき	各所属職員全員	

※上記の表に限らず、村長が必要と認めるときは、職員は参集する。

イ 動員の伝達方法

(7) 総務課職員の動員配備

気象警報等の発表又は災害の発生とともに、総務課職員は参集する。

(4) 各部職員の動員配備

総務課職員は、各部主管課長に各部の職員の動員配備を指示するよう伝達する。この伝達を受けて、各部主管課長は、各部の職員を動員する。

ウ 自主参集

(7) 配備要員に指定された職員の自主参集

配備要員に指定された職員は、伝達手段の支障等のため動員指示が伝達されない状況であっても、テレビ、ラジオ、インターネット等により管内における気象警報等の発表を覚知あるいは災害に遭遇したときは、前表の参集・配備基準に照らして自主的に判断し、招集指示を待つことなく、あらゆる手段をもって所定の場所へ参集するよう努める。

(4) その他の職員の自主参集

その他の職員にあつては、地域の被害の情報収集や被災者の救助など応急活動に従事するとともに、登庁の連絡を受けたときは直ちに登庁する。なお、参集する際には職員自身の安全確保に十分注意すること。

ただし、参集・配備基準に照らして第3配備基準に該当する事態であると覚知した場合は、自主的に判断し、招集指示を待つことなく、あらゆる手段をもって所定の場所へ参集するよう努める。

なお、交通機関の不通や道路の決壊等により登庁できない場合は、最寄りの自己の所属する部局の関係機関等に参集し、応急活動に従事するか、その地域に残り被害情報の収集にあたるものとする。

第2節 情報伝達体制の確立

【関係機関：鹿児島県・鹿児島中央警察署】

【十島村：総務課】

大規模な災害の発生に際して、迅速かつ的確な災害応急対策を遂行するためには、機関ごとに情報収集・伝達体制を確立し、被災地域の災害状況の実態を的確に把握し、緊急度の高い救援対策の需要を把握する必要がある。

このため、各防災関係機関は、事前に定められた情報収集・伝達体制の確立要領に従い、保有している情報伝達手段を効果的に確保・運用し、各種災害情報を収集・伝達するとともに、組織内・組織間において通信・情報連絡を行う。

第1 通信連絡手段の確保・運用

1 情報管理体制の確立

災害時は、被災状況等の収集に即座に着手し、その実態を的確に把握・評価し、応急対策に反映する必要がある。その一方で初動期は、被災地との通信が困難となりがちであり、他方で外部からの問い合わせ等により通信連絡が混乱し、応急対策の実施が阻害されることが多い。このため、被害の拡大を防ぎ被災者の救援に全力を挙げて対応するため、各防災関係機関と連携を密にし、平時から多種多様な通信・広報(機器等)の整備を図る。

(1) 防災行政無線システム等の運用

災害の程度に応じて有線通信施設が被災し、通信連絡が一時的に困難になることが想定されるため、防災行政無線を主体とする無線通信システムを利用し、住民への情報伝達を図る。また、防災行政無線の同報系無線については、災害時における集落や住民への防災情報伝達のほか、電話回線等が復旧するまでの間の各避難所や主要施設等との連絡手段としても活用することができることから、双方向通信が可能となるデジタル化を図る。県との通信にあたっては、県の防災行政無線を効率的に運用する。

(2) 災害現場等に出動している職員との連絡は、携帯電話及び衛星携帯電話により行う。

(3) 緊急情報提供システム等の活用

放送機関の協力のもとに、早期予防、早期避難の実施、不要不急の電話の自粛、知人等の安否照会にあたっての対応、救援物資送付にあたっての要請事項をはじめとする住民への行動喚起情報をテレビ・ラジオを通じて住民に提供できるよう、事前に県において締結済みの協定や緊急情報提供システムを効果的に活用するよう、県へ要請する。

(4) アマチュア無線等の活用

災害が発生し、又は発生するおそれがあり、災害対策上必要が生じた場合は、アマチュア無線の協力を依頼する。有線通信の途絶時の代替えとして、アマチュア無線等を活用し、災害情報の収集や伝達に役立てる。

(5) 一斉同報メール・緊急速報メール等の活用

災害時に一般固定電話が繋がりにくくなる場合を考慮し、住民に対して各種警報や避難情報等の災害関係情報を一斉配信できるメールを活用する。

(6) インターネット（HP・ツイッター）の活用

災害時に迅速な災害情報の提供や収集が可能であり、細かな情報を配信できるインターネット（HP・ツイッター）による情報提供を行う。

(7) 衛星携帯電話の活用

NTT一般加入電話（各種携帯電話等を含む）回線が不通になり、交通が途絶した場合には衛星携帯電話により情報伝達を行う。また、孤立化した集落への通信手段の確保として各避難所への衛星携帯電話の設置を推進する。

2 有線通信途絶の場合の措置

災害の程度によっては、自己が保有する無線通信手段自体が故障したり、通信回線の輻輳等のため通信が不能になることもある。したがって、各種通信施設が利用不能

となる最悪の事態も想定しておき、通信可能な地域まで各種交通機関を利用するなど、あらゆる手段をつくして連絡に努め、災害情報の通報、被害報告の確保を図る。

災害救助法第28条では、救助の実施に関する都道府県知事の権限に属する事務の一部を行う村長は、非常災害が発生し、現に応急的な救助を行う必要がある場合には、その業務に関し緊急を要する通信のため、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第5号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は有線電気通信法（昭和28年法律第96号）第3条第4項第4号に掲げる者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用することができる。

3 各機関の通信手段の利用

災害時に有線通信施設が使用不能となったとき、利用できる災害通信系統及び災害通信施設の設置場所並びに種別等は、以下のとおりである。

(1) 鹿児島県無線通信系統

第3節 災害救助法の適用及び運用

【関係機関：鹿児島県】

【十島村：全課】

大災害が発生し、一定規模以上の被害が生じると災害救助法が適用され、同法に基づき被災者の保護と社会の秩序の保全を図るため、応急的救助が実施される。

このため、災害救助法の実施機関、適用基準、被災世帯の算定基準、適用手続について示し、これに基づいて県、村は災害救助法を運用する。

第1 災害救助法の実施機関

災害救助法による救助は、法定受託事務として知事が行い、村長はこれを補助する。

知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を村長が行うこととすることができる。

第2 災害救助法の適用基準

災害救助法による救助は、次に掲げる程度の災害が発生した本村の区域内において、被災し現に救助を必要とする者に対して行う。

1 村の区域内の住家のうち、滅失した世帯の数が、60以上であること。

2 県内において1,500世帯以上の住家が滅失し、村の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が30以上であること。

3 県内において7,000世帯以上の住家が滅失した場合、又は災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したものであること。

4 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたこと。

第3 被災世帯の算定

住家が滅失した世帯の数の算定にあたっては、住家が半壊し、又は半焼する等著しく損傷した世帯は、2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することが出来ない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。

第4 災害救助法の手続き

1 災害救助法の手続き

災害に対し、村における災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、村の窓口を福祉対策部福祉援護班とし、直ちにその旨を県に報告する。

連絡先：鹿児島県社会福祉課福祉企画係 NTT回線：099-286-2824

救助法に基づく応急救助に係る事務処理は、すべて法令の規定によって実施する。

2 知事への請求及び記録

(1) 村における簿冊等の作成（支払証拠書類の整備含む。）

整備すべき簿冊等	
簿冊の種類	
ア 救助の種目別物資状況	ケ 被災者救出状況記録簿
イ 避難所設置及び収容状況	コ 住宅応急修理記録簿
ウ 炊出し給与状況	サ 学用品の給与状況
エ 飲料水の供給簿	シ 埋葬台帳
オ 物資の給与状況	ス 死体処理台帳
カ 医療救護班活動状況	セ 障害物除去の状況
キ 診療所医療実施状況	ソ 輸送記録簿
ク 助産台帳	

様式等は、「災害救助法による救助の実施について（昭和40年5月11日社施第99号）」に準じる。

(2) 知事への請求

知事への提出書類	
繰替支弁金請求に必要な提出書類	提出期限
ア 災害救助費繰替支弁金請求書 イ 救助業務に要した経費算出内訳 ウ 決定報告による被害状況調 エ 災害救助費繰替支弁状況調 オ 歳入歳出予算抄本及び支払い証拠書類の写	救助に関する業務の完了後 60 日以内

費用の交付を受ける場合の書類

災害救助費繰替支弁金概算請求書 災害救助費繰替支弁金精算請求書

3 救助の実施

整備すべき簿冊等	
救助の種類	担当課
ア 収容施設(応急仮設住宅を含む。)の供与	ア 地域振興課・総務課 イ 住民課 ウ 住民課 エ 住民課 オ 総務課 カ 地域振興課 キ 住民課 ク 教育委員会 ケ 住民課 コ 住民課 サ 総務課・消防団 シ 土木交通課
イ 炊き出し、その他による食品の給与及び飲料水の供給	
ウ 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与	
エ 医療及び助産	
オ 災害にかかった者の救出	
カ 災害にかかった住宅の応急修理	
キ 生業に必要な資金の給与又は貸与	
ク 学用品の給与	
ケ 遺体の収容	
コ 遺体の埋火葬	
サ 行方不明者の捜索	
シ 住居又はその周辺の土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼすものの除去	

4 災害救助法による救助の程度、方法及び期間一覧表

救助の種類	対象	対象経費	期間	実施基準	留意事項
避難所の設置	現に被害を受け又は被害を受けるおそれのある者を収容する	避難所の設置、維持及び管理のための経費 ・人夫賃 ・消障器材費 ・建物等の使用謝金 ・器物の使用謝金、借上費又は購入費 ・光熱水費並びに仮設便所等の設置費	災害の発生の日から7日以内 但し厚生労働大臣の承認により期間延長あり	(基本額) ・避難所設置 1人1日当たり300円以内(加算額) 冬季(10月~3月)については別に定める額を加算する。 ・天幕借上、仮設便所設置等の経費も含まれる。 ・輸送費は別途計上	・場所の選定 ・収容人員の把握 ・準備を要するもの(例 懐中電灯、敷ゴザ等) ・通話施設の確認(非常通信方法の教示)

救助の種類	対象	対象経費	期間	実施基準	留意事項
	水により、学用品をそう失又はき損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒（盲学校、ろう学校及び養護学校の小学部児童及び中学部生徒も含む。）	・通学用品	1ヶ月以内 （文房具及び通学用品） 15日以内 但し厚生労働大臣の承認により期間延長あり	・文房具及び通学用品は次の金額以内 小学校児童1人当たり4,100円 中学校児童1人当たり4,400円 高等学校等生徒1人当たり4,800円 ・備蓄物資は評価額 ・入・進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。	・教科書の確保につとめる ・教材については、市町村教育総務課に届出又は承認を受けたもの
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情により既に死亡していると推定される者	搜索のための機械器具等の借上費、又は購入費、修繕費及び燃料費等	災害発生の日から10日以内 但し厚生労働大臣の承認により期間延長あり	・当該地域における通常の実費 ・輸送費、賃金職員等雇上費は別途計上 ・災害発生後3日を経過したものは、一応死亡した者と推定している。	
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	・洗浄、縫合、消毒 ・一時保存 ・検案	災害発生の日から10日以内 但し厚生労働大臣の承認により期間延長あり	・洗浄、消毒等 1体当たり3,300円以内 ・一時保存 既存建物は通常の実費 既存建物以外1体当たり5,000円以内 ・ドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算することがある。 ・検案 救護班以外は慣行料金 ・輸送費、賃金職員等雇上は別途計上	・救助の実施機関である県知事、市町村長（補助又は委任）のみが行う ・死体の処理は救助の実施機関が現物給付として行う ・検案は原則として救護班が行う
埋葬	・災害の際死亡した者 ・実際に埋葬を実施する者に支給	・棺（付属品を含む） ・埋葬又は火葬に要する物品（賃金職員雇上費を含む） ・骨つば及び骨箱	災害発生の日から10日以内 但し厚生労働大臣の承認により期間延長あり	・1体当たり 大人（12歳以上） 201,000円 ・小人（12歳未満） 159,200円	・災害時の混乱の際に死亡した者であるか確認を行う ・災害のため埋葬を行うことが困難

第5 り災者台帳の整備及びり災証明書の発行

1 り災者台帳の作成

村は、災害が発生したときは直ちに調査を行い又は調査されたり災状況に基づき、り災者台帳を整備するものとする。また、災害対策基本法の改正により、このようなり災者台帳の作成に必要な範囲で個人情報の利用が可能となるよう個人情報保護法制との関係を整理し、被災者の援護に関する事務が円滑に行われるよう、必要な規定を整備する。

2 り災証明書の発行

村は、災害によるり災証明書及び被害証明書の発行の必要があるときは、次の要領により行うものとする。

- (1) 被害状況が確認できないときは、とりあえず本人の申告により仮り災証明書を発行する。
- (2) り災者の被害状況の調査確認を終了したときは、仮り災証明書を発行したものについてはり災証明書に切り替え発行する。

第6 村への被災者情報の提供

改正災害対策基本法では、村が行う被災者台帳の作成とあわせて、県及び関係市町村に対して被災者に関する情報提供を求めることができることが規定された。村は、被災者台

帳の円滑な作成に資するため、災害救助法に基づく救助を行った被災者について、県へ情報提供を依頼し、県の保有する被災者情報の提供を受けるものとする。

第4節 広域応援体制

【関係機関：鹿児島県】

【十 島 村：住民課・土木交通課・総務課・消防団】

大規模・広域災害が発生した場合、被害が拡大し、村や各防災関係機関単独では対処することが困難な事態が予想される。

このため、各関係機関相互があらかじめ十分に協議を行い、相互応援の体制を整えるとともに、同時被災の可能性が低い遠隔の市町村と大規模災害における広域応援に関する協定の締結に努め、災害時には相互に協力し緊密な連携のもと、円滑な応急対策活動の実施を可能にするため、平時においても相互の情報交換及び人材の交流等に努める。

第1 災害情報・被害情報の分析

収集した情報の分析を行い、応援の必要性の有無及び応援要請先について検討する。

応援要請先

- | | |
|---|-----------------|
| ア | 被災地外の県内市町村 |
| イ | 県及び関係機関 |
| ウ | その他の公共的団体等 |
| エ | 協定のある関係機関 |
| オ | 消防庁（緊急消防援助隊等） |
| カ | 県消防班応援（鹿児島市消防団） |
| キ | その他、民間団体、企業等 |

第2 応援要請

1 県市町村間等の相互応援要請

村長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要なときは、他市町村、指定行政機関、又は指定地方行政機関の職員等の応援派遣要請を行う。

(1) 他市町村の職員等

村長は、かねてから災害時における相互応援派遣について協議しておく。

(2) 指定行政機関又は指定地方行政機関の職員等

村長は、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、次の事項を明示して職員等の派遣要請を行う。

- ア 派遣を要請する理由
- イ 派遣を要請する職種別及び人員数
- ウ 派遣を要請する期間
- エ 派遣された職員の給与、その他の勤務条件
- オ その他職員等の派遣について必要な事項

(3) 県知事への職員派遣斡旋要請

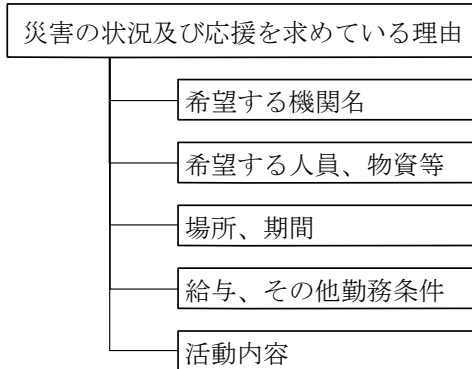
村長は、県知事に対し、指定行政機関、指定地方行政機関又は他の地方公共団体の職員の派遣について（２）の事項を明示して斡旋を求める。

(4) 県知事への消防・防災ヘリコプターの応援要請

村長は、必要に応じ県知事に対し、鹿児島県消防・防災ヘリコプター応援協定に基づき、災害による被害を防止するため応援を求める。

(5) 県他市町村への応援要請

応援要請する場合の要点



(6) 応援の受入れに関する措置

他市町村、県、関係機関等に応援の要請を行う場合は、応援活動の拠点となる施設の提供、応援に係る宿泊場所の斡旋等、応援の受入れ体制の確保に努める。

(7) 受入れる際の留意事項

応援の受入れを決定した場合、以下の点について留意し、必要があれば協議する。

ア 受入れルート

イ 応援隊の集結場所、活動拠点、宿泊、給食等

2 活動の内容

(1) 応援項目

ア 災害応急措置に必要な職員の派遣

イ 食糧、飲料水及び生活必需品の提供

ウ 避難及び収容施設並びに住宅の提供

エ 医療及び防疫に必要な資機材及び物資の提供

オ 遺体の火葬のための施設の提供

カ ごみ及びし尿の処理のための装備及び施設の提供

キ 災害応急措置に必要な車両及び資機材の提供

ク ボランティア団体の受付及び活動調整

ケ その他応援のために必要な事項

(2) 連絡体制の確保

本節の定めるところにより、応援要請が予測される災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、迅速・的確にその状況を把握し、他市町村、県、関係機関等に通報するほか、必要な情報交換を行う。

(3) 受入れ体制の確保

ア 連絡窓口の明確化

村長は、他市町村、県、関係機関等との連絡を速やかに行うため総務対策部本部連絡班を連絡窓口とし、必要な調整を行うものとする。

イ 受入れ施設の整備

村長は、他市町村、県、関係機関等からの人的、物的応援を速やかに受け入れるため、応援活動の拠点となる施設の提供、応援に係わる人員の宿泊場所の斡旋等、応援の受入れ体制の整備に努める。

また、防災ボランティア等の人的応援についてもあらかじめ受入れ施設を定めておく。

3 九州地方整備局の応援要請

国土交通省が所管する施設に大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、村長は、必要に応じて、九州地方整備局鹿児島港湾・空港整備事務所長に対し被害状況の把握や職員の応援、災害応急措置の実施に係る資機材等の応援について要請する。

第5節 自衛隊の災害派遣

【十 島 村：総務課】

大規模な災害が発生した場合、被害が拡大し、県をはじめ村や各防災関係機関単独では対処することが困難な事態が予想される。

このため、自衛隊法第83条の規定に基づく自衛隊の効率的かつ迅速な災害派遣と受入体制を整える。

第1 自衛隊の災害派遣（撤収）要請の方法

1 災害派遣の範囲

自衛隊の災害派遣には災害の様相等に対応して、次のような方法がある。

- (1) 災害が発生し、知事が人命又は財産の保護のため必要があると認めて自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合
- (2) 災害に際し、被害がまさに発生しようとしている場合で、知事が予防のため自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合
- (3) 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、村長が応急措置を実施するため必要があると認めて、知事に対して災害派遣をするよう要請を求め、これを受けて知事が自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合
- (4) 災害に際し、通信の途絶等により村長が知事に対する災害派遣要請に係る要求ができない場合に、自衛隊が、村長からの被害状況の通知を受けて自主的に派遣する場合
- (5) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認めて自主的に派遣する場合
- (6) 災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、知事からの災害派遣要請を待っていないと認めると認めて自衛隊が自主的に派遣する場合

- (7) 庁舎・営舎その他の防衛庁の施設又はこれらの近傍に災害が発生したとき、自衛隊が自主的に派遣する場合

2 災害派遣要請の手続

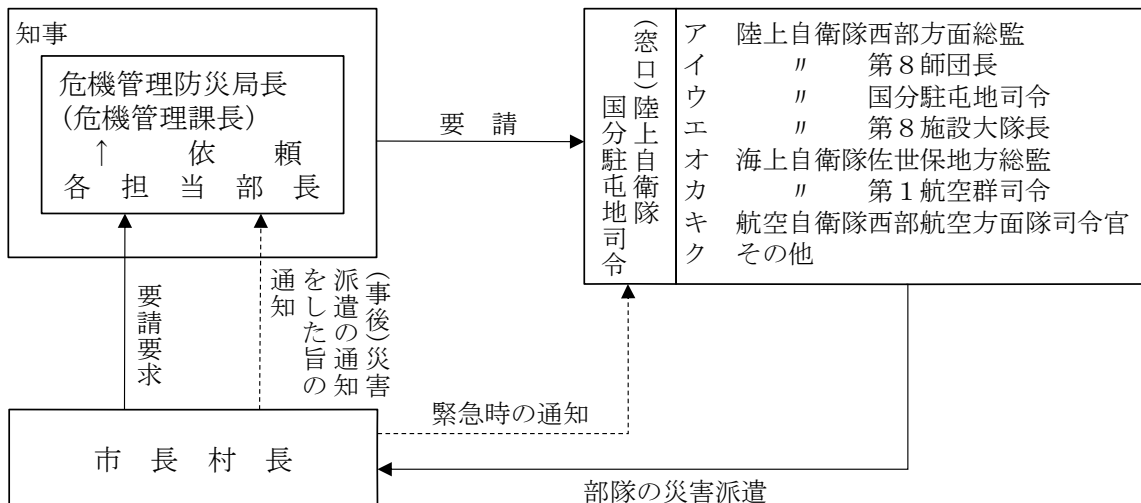
(1) 災害派遣の要請者

自衛隊の災害派遣要請は、知事が、自衛隊法第 83 条に基づき自己の判断又は村長の要請要望により行う。

(2) 要請手続

知事が、自衛隊の派遣を要請するときは、次の事項を明らかにした文書をもって要請する。ただし、緊急を要する場合にあたっては、電話等で要請し、事後速やかに文書を送達する。

自衛隊派遣要請系統



(注)ク その他は、奄美基地分遣隊、鹿児島地方協力本部

3 知事への災害派遣要請の要求

(1) 災害派遣要請の要求者

知事に対する自衛隊災害派遣要請の要求は、原則として村長が行う。

(2) 要求手続

村長が、知事に対する自衛隊災害派遣要請の要求をする場合は、次の事項を明記した文書を各活動内容に応じて県各担当部長あてに送達する。

ただし、緊急を要する場合は、電話等で要求し、事後速やかに文書を送達する。

- ア 災害の状況及び派遣を要請する理由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ その他参考となるべき事項

(3) 災害派遣要請の要求ができない場合の措置

村長は、緊急避難、人命救助の場合で事態が急迫し知事に要求するいとまがないとき、又は、通信の途絶等により知事への要求ができないときは、直接最寄りの駐屯地司令部等の職にある部隊の長に通知するものとする。

ただし、事後、速やかに、その旨を知事に通知しなければならない。

第2 自衛隊の災害派遣に伴う受け入れ体制等

1 派遣部隊の受入体制

- (1) 村は、派遣部隊の宿泊施設又は野営施設を準備しておくこと。特に駐車場については留意すること。（地積、出入りの便を考慮）
- (2) 村は、自衛隊の作業が他の災害救助・復旧機関等と競合又は重複することのないよう、重点的かつ効率的に作業を分担するよう配慮すること。
- (3) 災害地における作業等に関しては、県及び村当局と自衛隊指揮官との間で十分協議し決定すること。
- (4) その他派遣部隊の便宜を図るため常に留意すること。

2 使用器材の準備

- (1) 災害救助又は応急復旧作業等に使用する機械、器具類は特殊なものを除き出来る限り村において準備し、不足するものは派遣部隊の携行する機械器具類を使用する。
- (2) 災害救助又は応急復旧作業等に予想される材料、消耗品類はすべて県及び村において準備し、不足するものは派遣部隊が携行する材料、消耗品類を使用するものとする。ただし、派遣部隊携行の使用材料、消耗品類のすべてを県及び村に譲渡するものではなく、災害時の程度その他の事情に応じて県及び村は出来る限り返品又は代品弁償しなければならない。
- (3) 使用器材の準備については、以上のほかに現地作業にあたり無用の摩擦をさけるため、出来る限り事前に受入側の準備する材料、品目、数量、集積場所及び使用並びに派遣部隊が携行する物品の使用及び回収等に関して所要の協定を行うものとする。

3 経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた村が負担するものとし、2以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は関係市町村が協議して定める。

- (1) 派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資器材（自衛隊装備にかかるものを除く）等の購入費、借上料及び修繕費
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料等
- (4) 派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた損害の補償（自衛隊装備に係るものを除く）

- (5) その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と村が協議する。

4 自衛隊受入れのためのヘリコプター発着場の準備

自衛隊の災害派遣に際し、ヘリコプターによる物資人員の輸送が考えられるので、発着予定地とし、陸上自衛隊国分駐屯地司令及び海上自衛隊第1航空群司令に通報しておくものとする。

【臨時ヘリポート：ドクターヘリランデブーポイント】

島名	名称	一連番号	所要時間 (本土/奄美)
口之島	口之島小中学校	十島-1	54 / 42
	口之島ヘリポート	十島-6	
	口之島健康広場	十島-7	
中之島	中之島小中学校	十島-2	60 / 39
	中之島ヘリポート	十島-8	
	中之島椎崎ヘリポート	十島-9	
	十島村総合運動公園	十島-10	
諏訪之瀬島	諏訪之瀬島小中学校	十島-4	67 / 33
	諏訪之瀬島飛行場	十島-12	68 / 33
平島	平島健康広場	十島-3	67 / 34
	平島ヘリポート	十島-11	68 / 33
悪石島	悪石島小中学校	十島-5	73 / 28
	悪石島ヘリポート	十島-13	
	悪石島湯泊温泉公園	十島-14	
小宝島	小宝島ヘリポート	十島-15	78 / 22
宝島	宝島ヘリポート	十島-16	81 / 21

第6節 技術者・技能者及び労働者の確保

【十島村：地域振興課・総務課】

災害時には、多数の応急対策の需要が発生し、応急活動を実施する人員の不足が予想される。

このため、災害応急対策の実施等のために必要な技術者、技能者及び労働者等の確保（公共職業安定所を通じて確保及び法に基づく従事命令等による確保）を円滑に行い、迅速かつ的確な災害応急対策を実施する。

第1 作業員等の確保対策

1 作業員等の確保

(1) 作業員の要請

災害対策を実施するための必要な作業員等の確保は、次の方法による。災害時の状況に応じ適切な手段を採用する。

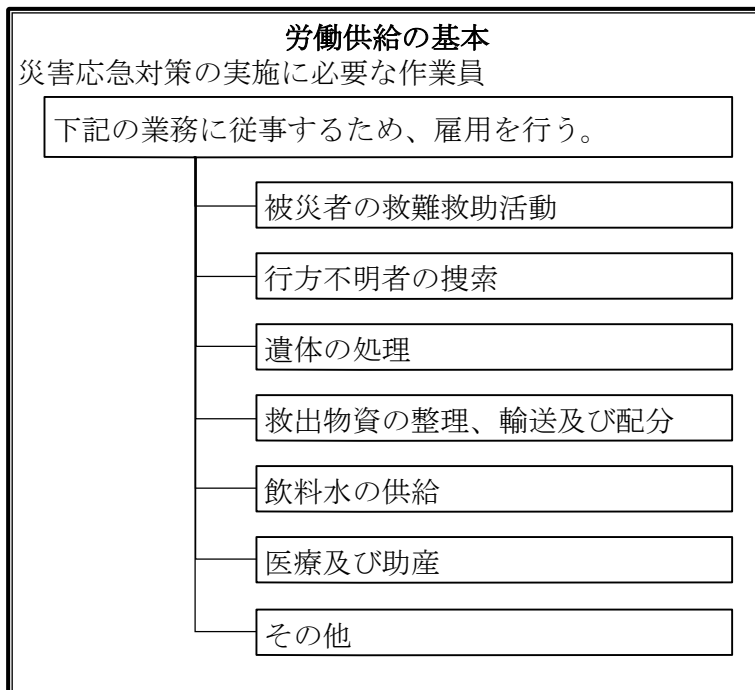
- ア 災害対策実施機関の関係者等の動員
- イ 関係機関の応援派遣による技術者等の動員
- ウ ハローワーク鹿児島による作業員の斡旋
- エ 緊急時における従事命令等による作業員等の強制動員
- オ 日赤奉仕団、ボランティアの協力動員

(2) 要員確保

村長は、技術者・技能者及び作業員等の雇用を行い、不足する場合は総務課を窓口とし、ハローワーク鹿児島所長へ斡旋を要請する。

各課は、作業員の確保が必要な場合は、総務対策部へ依頼する。

(3) 必要な作業種別



2 応援要請による技術者等の動員

技術者等確保が困難な場合、次の事項を明示して防災関係機関等に必要な技術者の応援派遣を要請し、技術者等の確保を図る。

- (1) 派遣を要請する理由
- (2) 派遣を要請する職員の職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) その他職員等の派遣について必要な事項

第2 公共職業安定所への作業員供給要請

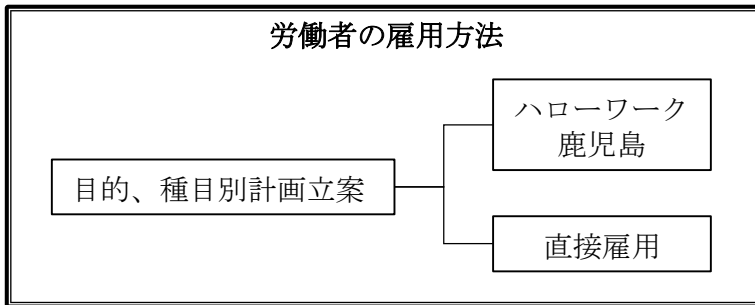
1 作業員供給手続

- (1) 作業員確保が困難な場合、ハローワーク鹿児島に次の事項を明示して必要な作業員の供給斡旋を要請する。

(2) 要請内容

作業員供給要請事項		
ア 必要作業員数	イ 男女別内訳	ウ 作業の内容
エ 作業実施期間	オ 賃金の額	カ 労働時間
キ 作業場所の所在	ク 残業の有無	ケ 作業員の輸送方針
コ その他必要な事項		

(3) 雇用方法



(4) 賃金

村が就労者に支払う賃金の額は、原則として同地域における同種職種に支払われる額とする。

第7節 ボランティアとの連携等

【関係機関：十島村社会福祉協議会】

【十島村：住民課】

大規模な災害の発生時には、各種援護を必要とする者が増大し、ボランティアの積極的な参加が期待される一方で、その活動環境が十分に整備されないと効果的な活動ができない場合もある。

このため、ボランティアの参加を促すとともに、参加したボランティア等の活動が円滑かつ効果的に実施されるよう環境整備を行う。

第1 ボランティアの受入れ、支援体制

1 ボランティア活動に関する情報提供

被災者の様々なニーズの把握に努め、日本赤十字社、社会福祉協議会及びボランティア関係協力団体との情報交換を行うとともに、報道機関を通じて、求められるボランティア活動の内容、必要人員、活動拠点等について情報提供を行う。

2 ボランティア支援体制の確立

十島村社会福祉協議会等は、災害が発生した場合速やかに、現地本部及び救援本部を設置し、行政機関等関係団体との連携を密にしながら、ボランティア活動の第一線の拠点として被災者ニーズの把握、具体的活動内容の指示、活動に必要な物資の提供を行う。

第2 ボランティアの受付、登録、派遣

ボランティア活動希望者の受入れにあたっては、住民課及び十島村社会福祉協議会等がボランティア窓口を設けて受付、登録を行い、活動内容等について、災害対策本部、ボランティア関係協力団体と連絡調整を図る。その際、ボランティア活動保険未加入者に対しては、紹介・加入に努める。

なお、県への直接のボランティア活動の問い合わせに対しては、十島村福祉協議会が総合窓口となり村等に引き継ぎ、登録等を行う。

第8節 災害警備体制

【関係機関：鹿児島中央警察署】

【十島村：住民課・総務課】

災害時には、住民の生命、身体、財産の保護及び各種の犯罪の予防、取締り並びに交通秩序の維持、その他被災地における治安の万全を期することが極めて重要である。

第1 自衛警備活動

被災地の盗難、火災等の二次災害を防止するため、警察・消防団と連携し、地域の住民組織による巡回・警備活動を促進する。

第2 村の自衛警備活動

村長は、災害応急対策に関する措置をとるときは、鹿児島中央警察署長に連絡し、両者は緊密な連携のもとに協力する。

第2章 初動期の応急対策

風水害時の気象警報等の発表から災害の発生に到る警戒避難期においては、各種情報の収集・伝達、避難勧告・避難指示の発令、避難誘導、救助、救急、緊急医療等の人命の確保（要配慮者への支援を含む）や、水防・土砂災害の防止対策等の緊急を要する対策を効果的に実施する必要がある。

第1節 気象警報等の収集・伝達

【関係機関：鹿児島地方気象台・鹿児島県・各関係機関】

【十島村：総務課・消防団】

風水害時の応急対策を進めるうえで、名瀬測候所から発表される気象警報等、各種気象に関する情報、鹿児島県と鹿児島地方気象台が発表する土砂災害警戒情報（以下、総称して「防災気象情報」という）は、基本的な情報である。このため、村及び関係機関は、予め定めた警報等の伝達系統により確実に受信し、その内容を把握し、関係機関や住民等に伝達及び周知する。

第1 名瀬測候所による気象警報等の発表

1 警報及び注意報等の種類及び発表基準

（令和元年5月29日現在 発表官署：名瀬測候所）

十島村	府県予報区		鹿児島県		
	一次細分区域		奄美地方		
	市町村等をまとめた区域		十島村		
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	26	
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	170	
	洪水	流域雨量指数基準			
		複合基準※1		—	
		指定河川洪水予報による基準		—	
	暴風	平均風速		陸上	25m/s
				海上	25m/s
	暴風雪	平均風速			
	大雪	降雪の深さ			
	波浪	有義波高		6.0m	
高潮	潮位		2.1m		
注意報	大雨	表面雨量指数基準		18	
		土壌雨量指数基準		129	
	洪水	流域雨量指数基準			

		複合基準	—	
		指定河川洪水予報による基準	—	
強風	平均風速	陸上	15m/s	
		海上	15m/s	
風雪	平均風速			
大雪	降雪の深さ			
波浪	有義波高	2.5m		
高潮	潮位	1.5m		
雷	落雷等により被害が予想される場合			
融雪				
濃霧	視程	陸上	100m	
		海上	500m	
注意報	乾燥	最小湿度 50%で、実効湿度 65%		
	なだれ			
	低温			
	霜	最低気温 5℃以下		
	着氷・着雪			
記録的短時間大雨情報	1 時間雨量	120mm		

記録的短時間大雨情報：数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を、観測、解析したときに、気象情報の一種として発表。

土壌雨量指数：土砂災害発生の危険性を示す指標で、降った雨が土壌中に貯まっている状態を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、1km 四方の領域ごとに算出する。

表面雨量指数：表面雨量指数は、地面の被覆状況や地質、地形勾配などを考慮して、降った雨が地表面にどれだけ溜まっているかを、タンクモデルを用いて数値化したもので、大雨警報（浸水害）・大雨注意報の判断基準に用いている。

流域雨量指数：河川の流域に降った雨水による影響を、これまで降った雨と今後数時間に降ると予想される雨から、流出過程と流下過程の計算によって指数化したもので、洪水警報・注意報の発表基準に使用している。

このほかに、竜巻注意情報（竜巻、ダウンバースト等による激しい突風が発生しやすいと判断された場合に、一次細分区域を単位として発表）、土砂災害警戒情報（大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、県と気象庁が共同で発表する防災情報）、早期注意情報（警報級の可能性：警報級の現象が5日先までに予想されているときには、その可能性を「早期注意情報（警報級の可能性）」として、[高]、[中]の2段階で発表）がある。

2 気象警報等発表時における町や住民の対応例

村の対応	住民の行動	気象警報等の種類							
		大 雨		暴 風	高 潮	波 浪	大 雪	暴 風 雪	
		(土砂災害)	(浸水害)						
<ul style="list-style-type: none"> 担当職員の連絡態勢確立 気象情報や雨量の状況を収集 注意呼びかけ 警戒すべき区域の巡回 	<ul style="list-style-type: none"> 気象情報に気をつける テレビ、ラジオ、気象庁HPなどから最新の気象情報入手 窓や雨戸など家の外の点検 避難所の確認 非常持出品の点検 避難の準備をする 危険な場所に近づかない 日頃と異なったことがあれば、役場などへ通報 暴風警報については、安全な場所に退避 直ちに命を守る行動をとる（避難所へ避難するか、外出することが危険な場合は家の中で安全な場所にとどまる） 	大雨注意報		強風注意報	高潮注意報	波浪注意報	大雪注意報	風雪注意報	
		土砂災害警戒情報	大雨警報 (土砂災害)	大雨警報 (浸水害)	暴風警報	高潮警報	波浪警報	大雪警報	暴風雪警報
			大雨特別警報 (土砂災害)	大雨特別警報 (浸水害)	暴風特別警報	高潮特別警報	波浪特別警報	大雪特別警報	暴風雪特別警報
<ul style="list-style-type: none"> 警報の住民への周知 避難所の準備、開設 必要地域に避難準備（要配慮者避難）情報 応急対応態勢確立 必要地域に避難勧告・指示 避難の呼びかけ 特別警報が発表され非常に危険な状況であることの住民への周知 直ちに最善を尽くして身を守るよう住民に呼びかけ 									

3 防災気象情報の発表の目的

名瀬測候所は、住民の自主的な防災行動及び防災機関が行う避難勧告発令等の防災活動の迅速な立ち上がりに資するよう、防災気象情報を適時・的確に発表するとともに、報道機関の協力を得て住民に周知するよう努めるものとする。

4 防災気象情報の伝達、入手

十島村への防災気象情報の伝達については、鹿児島地方気象台から鹿児島県経由の伝達が基本であるが、基本経路で伝達されないコンテンツも提供するインターネット防災情報提供システム、気象庁及び鹿児島地方気象台HP（ホームページ）も合わせて活用する。

5 土砂災害警戒情報の発表

鹿児島地方気象台と鹿児島県は、大雨警報（土砂）発表中において、大雨による土砂災害発生の危険度が高まり、より厳重な警戒が必要な場合に、村の防災活動や住民の避難行動を支援するため、土砂災害警戒情報を市町村単位で発表する。

(1) 発表機関

土砂災害警戒情報は、気象業務法第11条、災害対策基本法第55条により、鹿児島地方気象台と鹿児島県が共同で作成・発表する。

(2) 目的

土砂災害警戒情報は、土砂災害による被害の防止・軽減のため、大雨により土砂災害の危険度が高まったときに、村長等が避難勧告等を発令する際の判断や、住民の自主避難の参考となることを目的とする。

(3) 発表対象地域

土砂災害警戒情報は、市町村を最小発表単位とし、鹿児島県内全ての市町村を発表対象とするが、無人の島々についてはその対象としない。

(4) 土砂災害警戒情報の作成

市町村の避難勧告等の発令の判断を迅速かつ的確に支援するため、分かりやすい文章と図を組み合わせて作成する。（付図1参照）

(5) 土砂災害警戒情報の発表及び解除の基準

ア 発表基準

発表基準は、大雨警報発表中において、県が監視する基準（土砂災害発生予測情報システムの危険指標）と、気象台が監視する土壌雨量指数を活用した土砂災害警戒情報基準値が、ともに超過すると予想されるときとする。また、大雨警報の切り替え等各種情報を勘案して、より厳重な警戒を呼び掛ける必要があると認められる場合等には、両基準をともに超過していない時でも、県と気象台が協議のうえ土砂災害警戒情報を発表するものとする。

なお、地震等で現状の基準を見直す必要があると考えられた場合には、鹿児島県土木部と鹿児島地方気象台は基準の取り扱いについて協議するものとする。

イ 解除基準

解除基準は、県が監視する基準と、気象台が監視する基準について、どちらかがその基準を下回り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないと予想されるときとする。ただし、無降雨状態が長時間継続しているにもかかわらず基準を下回らない場合は、今後の予想雨量や土砂災害発生の情報等を鑑み、県と気象台が協議のうえ解除するものとする。なお、土砂災害警戒情報が解除されたときでも、斜面が緩んでおり崩壊等が起こりやすい状態にあるため、避難勧告・避難指示の解除に当たっては、大雨警報（土砂）の解除や斜面や溪流の状況を確認した後に判断するものとする。

(6) 土砂災害警戒情報の利用にあたっての留意点

ア 土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、降雨に基づいて判定しているが、雨の多少にかかわらず急傾斜地等が崩壊することもある。

したがって、土砂災害警戒情報は、降雨から予測可能性が高い土砂災害の内、避難勧告等の災害応急対応が必要な土石流や集中的に発生する急傾斜地崩壊を対象としている。しかし、土砂災害は、それぞれの斜面における植生・地質・風化の程度、地下水の状況等に大きく影響されるため、個別の災害発生箇所・時間・

規模等を詳細に特定することはできない。また、技術的に予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等は、土砂災害警戒情報の発表対象とはしない。

イ 村長が行う避難勧告等の発令にあたっては、十島村に土砂災害警戒情報が発表されたことを基本とするが、気象庁の土砂災害警戒判定メッシュ情報及び県の土砂災害発生予測情報システムの危険指標レベル等、気象状況を踏まえて、危険度が高まっている区域を確認し個別の溪流・斜面の状況等も合わせた総合的な判断をする。

付図 1 土砂災害警戒情報例

鹿児島県土砂災害警戒情報 第 号

令和 年 月 日 時 分
鹿児島県 鹿児島地方気象台 共同発表

【警戒対象地域】
鹿児島市 鹿屋市* 垂水市* 薩摩川内市 日置市
*印は、新たに警戒対象となった市町村を示します。

【警戒文】
<概況>
降り続く大雨のため、警戒対象地域では土砂災害の危険度が高まっています。
<とるべき措置>
避難が必要となる危険な状況となっています【警戒レベル4相当情報【土砂災害】】。崖や川の近くなど土砂災害の発生のおそれのある地区にお住まいの方は、早めの避難を心がけるとともに、市町村から発表される避難勧告などの情報に注意してください。



警戒対象地域 地震影響域

問い合わせ先
099-286-3618 (鹿児島県土木部砂防課)
099-250-9913 (鹿児島地方気象台)

116

6 火災気象通報及び火災警報の発表

(1) 火災気象通報

ア 発表機関及び伝達系統

火災気象通報とは、消防法に基づいて名瀬測候所長が、気象状況が火災予防上危険であると認めるときに、その状況を直ちに知事に通報するものである。知事は、その通報を受けたときは直ちに、それを村長に通知しなければならない。

イ 発表基準

火災気象通報を行う場合の基準は次のとおり。

担当気象官署	火災気象通報の基準
名瀬測候所	実効湿度65%以下で、最小湿度が50%を下り、かつ最大風速が10m/sをこえる見込みのとき

(2) 火災警報

ア 発表機関

火災警報は、村長が火災気象通報の伝達を受けたとき、又はその他によって気象状況を知ったとき、その地域の条件等を考慮して必要な地域について発表する。

イ 発表基準

空気が乾燥し、かつ、風の強いとき等で、火災の危険が予想されるときは、村が防災行政無線で住民へ火災予防の広報を行う。

(ア) 実効湿度65%以下であって、最低湿度が35%以下に下がる見込みのとき

(イ) 平均風速が、10メートル以上の風が吹く見込みのとき

第2 気象警報等の受信・伝達

1 気象警報等の受信・伝達

名瀬測候所や鹿児島地方気象台が発表する警報等の防災気象情報は、鹿児島県を經由して市町村へ配信される一方で、インターネット防災情報提供システムでも確認ができる。このため、本村では警報等の連絡の受理体制を常に確立しておくよう努めるとともに警報等の連絡を受けたときは、すみやかに住民に周知徹底させる。この場合、要配慮者施設への伝達に配慮する。

2 気象予・警報、特別警報、情報等の伝達系統

各気象予・警報・特別警報・情報等の伝達系統は、以下の図に示すとおりである。

3 気象予・警報、情報等の種類と伝達方法

名瀬測候所が発表する予・警報情報等の種類と伝達方法及び形式

種 類 通知先	特別警報・警報					注 意 報						火災 気象 通報	情報	伝達方法	特別警 報・警 報・注意 報の伝達 形式
	暴風	大雨	高潮	洪水	波浪	強風	大雨	高潮	洪水	波浪	警報の ない注 意報				
NTT西日本 又は東日本	○	○	○	○	○									オンライン	全文
鹿児島県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	防災情報 提供システム	〃
奄美海上 保安部	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	防災情報 提供システム	〃
NHK 鹿児島放送局	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	防災情報 提供システム	〃

(注) 1. 洪水は、警報のみ（特別警報なし）

2. 警報のない注意報は、雷、濃霧、乾燥、霜

3. 十島村への伝達：鹿児島県防災情報ネットワークシステムにより伝達される。

4 大雨等に関する情報等の伝達

本村は、大雨等に関する情報等の伝達を受けたときは、速やかに所在官公署及び住民への周知を図る。この場合、特に要配慮者施設への伝達に配慮するものとする。

5 土砂災害警戒情報の伝達

(1) 伝達系統

鹿児島地方気象台は、名瀬測候所が気象業務法第15条により大雨警報、第15条の2により大雨特別警報を都道府県等に伝達することが義務付けられている。土砂災害警戒情報は大雨特別警報・警報を解説する気象情報の1つとして関係機関に伝達する。鹿児島県までの伝達経路は大雨特別警報・警報の伝達経路と同様である。

鹿児島県は災害対策基本法第51条（情報の収集及び伝達）及び第55条（県知事の通知等）により村長その他関係者に伝達する。

ア 鹿児島県と鹿児島地方気象台が共同して土砂災害警戒情報を発表した場合、鹿児島地方気象台は気象庁防災業務計画に基づき土砂災害警戒情報を専用通信施設等により、鹿児島県危機管理局危機管理防災課等関係機関、日本放送協会(NHK)等報道機関へ伝達する。また鹿児島県砂防課は、必要な機関に伝達する。

イ 鹿児島県危機管理局危機管理防災課は鹿児島県地域防災計画に基づく大雨特別警報・警報の伝達先と同じ関係機関及び市町村等へ土砂災害警戒情報を専用通信施設等により伝達する。

ウ 村は、土砂災害警戒情報に係る必要事項を関係機関及び住民その他、関係ある公私の団体等へ伝達する。

エ その他の関係機関は、必要な伝達等の措置を執る。

以上より、十島村には鹿児島県防災情報ネットワークシステムにより伝達される。

第2節 災害情報・被害情報の収集・伝達

【関係機関：十島村】

村災害対策本部は、災害発生直後から被災状況を正確に把握するため、住民や職員及び関係機関から災害情報及び被害情報を収集し、あわせて、防災関係機関との間で災害情報等を相互に連絡するとともに、速やかに県・関係機関等に報告する必要がある。

このため、特に、住民の生命に係わる情報の収集に重点を置き、被災者等からの情報を迅速・確実に収集・伝達するとともに、収集した災害情報等を県や関係機関との間で共有し、応急対策に活用する。

第1 災害情報の収集

1 初期情報の把握

災害活動は、まず、正確な情報及び被害情報を迅速に把握することにはじまり、災害の事態に対応した応急対策を的確かつ速やかに実施する。担当は総務対策部とする。

情報の収集においては、以下の情報を収集する。特に、人命危険に関する情報を優先し、速報性を重視する。

(1) 初期被害状況調査等

防災行政無線、消防無線等の活用及び自主防災組織や自治会からの情報をもとに、被害状況の早期把握に努めるとともに、必要に応じて調査班を編成して、現地での被害状況の把握に努める。

災害の初期の段階においては具体的な被害状況によらず、通報の殺到状況等被害規模を推定できる概括的な情報とする。

(2) 災害情報の把握内容

被害規模を早期に把握するため、主として次の初期情報等の収集を行う。

《 災害情報の把握内容 》

ア 人的被害(死傷者数、生き埋め者のいる可能性のある要救出現場の箇所数)

イ 住家被害(全壊、倒壊、床上浸水等)

ウ 災害被害状況(人的被害状況、倒壊家屋状況)

エ 土砂災害(人的・住家・公共施設被害を伴うもの)

オ 出火件数、又は出火状況

カ 二次災害危険箇所(土砂災害危険、高圧ガス漏洩事故等)

キ 輸送関連施設被害(道路、港湾・漁港)

ク ライフライン施設被害(電気、電話、水道施設被害)

ケ 避難状況、救護所開設状況、救出・医療救護関係情報

コ 災害対策本部設置等の状況

サ 交通機関の運行・道路の状況

シ 災害の状況及び社会的影響からみて報告する必要があると認められるもの

2 災害情報等の集約、報告及び共有化

(1) 災害情報の集約及び報告

上記の方法により報告された災害情報等を、総務対策部で集約する。なお、総務対策部への災害報告及び各関係機関への情報伝達にあたり、あらかじめ「情報連絡員」を定めておき、更に情報連絡員に事故のある場合を考慮して副連絡員を定めるようにする。

(2) 情報の共有化

総務対策部において、災害情報等を整理し、広域応援要請、自衛隊派遣要請、避難の勧告・指示、救助法の適用申請等の必要性の有無を判断できるよう集約し、適宜、関係機関等へ連絡するとともに全職員に周知する。

第2 被害情報の収集

1 被害情報の収集計画

(1) 被害調査班

被害調査班は日頃から、災害時の被害調査地区を各課に割り振り、被害状況について調査・収集を行う。

また、勤務時間以外で本庁に登庁が不可能な場合、自治会長、自主防災組織の協力等により被害状況を集約する。

2 被害状況の調査要領

(1) 被害情報項目

《 被害情報の項目 》
ア 災害の原因
イ 災害が発生した日時、場所又は地域
ウ 被害の状況
エ とられている対策
オ 今後の見込み及び必要とする救助の種類

(2) 被害認定基準

災害救助法及び被災者生活再建支援法が適用された際は「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（内閣府）」に基づき判定する。

(3) 被害が甚大なため、村のみでは被害状況等の収集及び調査が不可能なとき、あるいは調査に専門的な技術を必要とするときは、県及びあらかじめ定めた組織により応援を求めて実施する。

第3 被害情報の報告

1 被害情報の報告要領

(1) 県への報告要領

ア 被害状況等の報告

基本法及びほかの法令の規定に基づく災害の情報収集、被害状況及び部門別被害状況報告の取扱いについては、「県災害報告取扱要領（県地域防災）」の定めるところによる。

イ 報告要領

種類	提出期限	適用
(ア) 第1報	登庁直後 災害発生直後	第1報 (参集途上の被害、庁舎周辺の被害状況) ①勤務時間外(本部連絡員の登庁直後) ②勤務時間内(災害発生直後)
(イ) 人命危険情報 中間集約結果報告	災害発生後、 できる限り早く	この段階で村災害対策本部での意思決定(広域応援要請、自衛隊派遣要請、避難の勧告・指示、救助法の適用申請等必要性の有無)が得られていれば、県等へ報告する。
(ロ) 人命危険情報 集約結果(全体概要)報告	災害発生後 1時間以内 遅くとも 2時間以内	県への報告は、「災害情報等報告系統」と同一の方法を用いる。
(ハ) 災害速報	覚知後30分後 可能な限り早く	報告(通報)すべき災害等を覚知したとき、原則として覚知後30分後可能な限り早く、わかる範囲で、第1報を報告し、以後判明したものから随時報告する。

第3節 広報

【関係機関：鹿児島県・九州電力・NTT西日本】

【十島村：総務課・消防団】

風水害等の災害に際して、浸水、斜面崩壊等様々な災害に対する住民の防災活動を喚起し、誘導できるよう、必要情報を住民及び関係機関等に広報する必要がある。

このため、県、村、防災関係機関は、保有する情報伝達手段を駆使して最も効果的な方法で広報するとともに、災害時の適切な防災活動を遂行する上で、それを阻害するような混乱を回避できるよう配慮する。

第1 村による広報

1 広報内容

災害時には、以下に示す人命の安全確保、人心の安定及び行政と住民の防災活動を支援する広報を優先して実施する。

(1) 災害危険地域住民への警戒呼びかけ（避難誘導）、避難の勧告

村の広報担当者は、降雨が長期化し、災害危険が増大していると判断されるときは、事前に定めた広報要領により、大雨への警戒を強め、必要に応じ事前避難に関する広報を実施する。

(2) 災害発生直後の広報

各種広報媒体を活用して広報を実施する。災害発生直後の広報は、自主防災組織、住民等へ災害時の防災行動を喚起するため、以下の内容の広報を実施する。

ア 緊急避難を要する区域住民への避難の喚起・指示

イ 隣近所等の要配慮者の安否確認の喚起・指示

ウ 出火防止、初期消火、プロパンガスの元栓閉栓の喚起・指示

(3) 災害発生後、事態が落ち着いた段階での広報

各種広報媒体を活用し、以下の内容の広報を実施する。

ア 二次災害危険の予想される地域住民等への警戒呼びかけ

イ 地区別の避難所

ウ 混乱防止の呼びかけ

不確実な情報（デマや流言）にまどわされない、テレビ、ラジオ、村のホームページ、緊急速報メール等から情報入手するようになるなど。

エ 安否情報

安否情報については、「NTTの災害用伝言ダイヤル“171”や、NTT及び各携帯電話会社が大規模災害時に開設する災害用伝言版“Web171”などを活用する」よう広報する。

(4) 広報及び情報等の収集要領等

ア 村の各対策部は、広報を必要とする場合、総務対策部に連絡する。

イ 被害状況、対策状況等の全般的な情報は、総務対策部本部において収集する。

ウ 総務対策部は、必要に応じて取材（現地写真撮影等）を要請する。また、取材を行う場合は、各対策部へ連絡する。

エ 災害発生により多くの取材（現場写真撮影等）が必要となり、総務対策部だけで対応できない場合は、総務対策部より各対策部へ取材等の協力要請を行い、各対策部では出来る範囲で取材を行う。

2 広報手段

(1) 村による広報手段

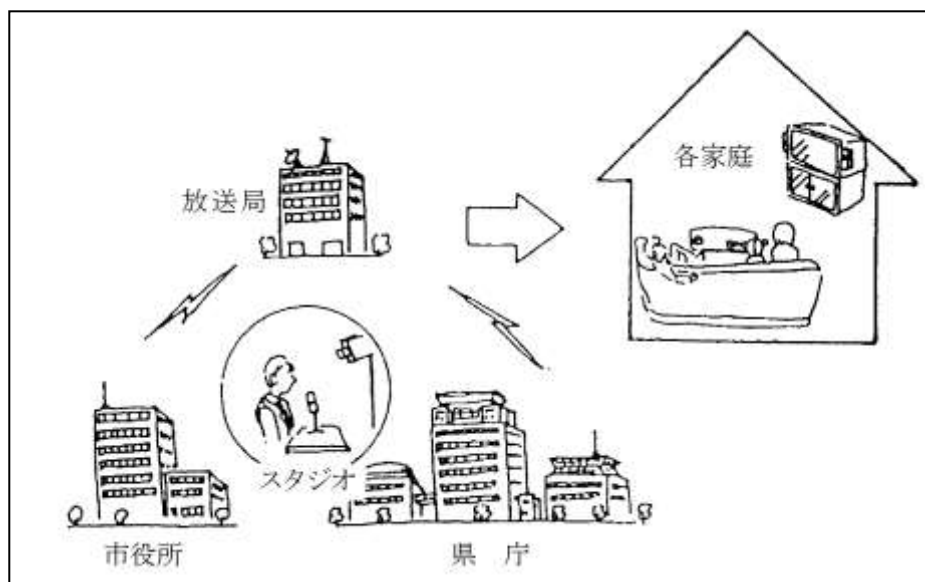
村による広報は、村が保有する防災行政無線、サイレン吹鳴装置（無線）、インターネット、緊急速報メール等、広報車、村職員・消防団・自主防災組織・自治会長や区長等による口頭などの各伝達手段による。

(2) 県による広報手段

県による広報は、第3「報道機関等に対する放送の要請・公表」に示す方法のほか、災害情報連絡（放送メディアを通じた緊急情報伝達システム）によるなどの方法による。

このシステムは、大災害時に住民への防災上の注意事項等の各種災害情報を県から直接住民に対し、緊急に伝達し周知徹底を図る必要が生じた場合に備え、県庁の緊急連絡スタジオなどから放送機関に対し映像と音声で情報を提供し放送できるようにしたシステムである。

放送メディアを通じた緊急情報伝達システム



第2 関係機関等による広報

1 放送機関による広報

災害時のテレビ・ラジオ等による公共放送は、住民の情報ニーズに応えるとともに、住民や関係機関等の職員が防災対策を遂行する上で必要となる各種情報を提供するなど極めて重要な役割を果たす。

したがって、各放送機関は、各々の防災計画に定められた活動体制を確立して、報道活動や住民への広報を実施する体制を強化する。

2 その他の防災関係機関による広報

(1) 九州電力株式会社鹿児島お客さまセンター鹿児島営業所

災害による停電等の被害箇所の状況、復旧の見通しをはじめ、公衆感電事故の防止等について、報道機関等により住民への周知に努める。

(2) NTT西日本鹿児島支店

災害の発生が予想される場合、又は発生した場合に、通信のそ通及び利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧等の広報を行い、通信のそ通ができないことによる社会不安の解消に努める。

第3 報道機関等に対する放送の要請・公表

1 放送機関に対する広報の要請

(1) 放送要請の要領

県（危機管理課）は、災害の発生が時間的に迫っていて、市町村が利用できる通信機能が麻痺した場合に災害対策基本法第57条の規定により放送機関に放送要請を行う。

放送機関に対する放送の依頼は、原則として事前に締結されている「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、県知事が村からの要請を受けて行う。この時村は県に放送を要請するとともに、報道機関にも補完的に要請文を送付する。要請にあたって、県は放送要請の理由、放送事項を明示し、放送機関は、要請のあった事項について放送の形式、内容、時刻等をその都度決定し、放送する。なお、村は、県の放送機関への要請を補完するため、放送機関への直接の要請も併せて行う。

(2) 災害情報連絡（放送メディアを通じた緊急情報伝達システム）による場合

県は、大規模災害に関して、以下の事項を緊急に県民に対して周知・徹底する必要がある場合は、緊急連絡スタジオを活用して放送機関へ画像及び音声で情報を提供する。

ア 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、人命・財産を保護するための避難の勧告・指示

イ 災害に関する重要な伝達並びに、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置

ウ 災害時における混乱を防止するための指示

エ その他必要な情報

2 報道機関に対する発表

村の広報担当者は、災害の種別、発生場所及び日時、被害状況、応急対策の状況等を取りまとめ、情報提供については原則としてインターネット（村のホームページ）上で行う。インターネットが利用できない場合、又は大規模災害が発生した場合は、必要に応じて適宜報道機関に以下の要領で発表する。

(1) 報道発表の要領

- ア 発表の場所は、原則として、その都度記者会見室を設ける。
- イ 発表担当者は、総務対策部の在庁最上位の者とする。
- ウ 事前に報道発表時間などの広報ルールを定めておく。また、情報入手状況や防災活動の進捗状況により、広報ルールどおりの広報ができないこともあらかじめ断っておく。これにより、報道機関との混乱を最小限のものとする。
- エ 要配慮者への報道手段、内容について配慮するように要請する。
- オ 警察、その他の組織との情報交換を的確に行い、広報内容の一体性を保つ。

(2) 報道機関へ要請及び発表する広報内容

- ア 災害による被害を最小限にとどめるための行動指示等〔要請〕
 - 1(2)の内容に準じる。
- イ 災害対策本部又は現地災害対策本部の設置の有無〔発表〕
- ウ 雨量水位等の状況〔発表〕
- エ 火災状況（発生箇所、被害状況等）〔発表〕
- オ 家屋損壊件数、浸水状況（発生箇所、被害状況等）〔発表〕
- カ 二次災害危険の予想される地域住民等への警戒呼びかけ〔要請〕
- キ 避難状況等〔発表〕
- ク 被災地外の住民へのお願い〔要請〕
 - (例)・被災地へは単なる見舞い電話等の不要不急の電話をしないでほしい。
 - ・安否情報については、NTTなどの災害用伝言ダイヤルを活用してほしい。
 - ・個人からの義援はできるだけ義援金でお願いしたい。
 - ・まとまった義援物資を送ってくださる場合は、被災地での仕分け作業が円滑に実施できるよう（梱包を解かなくて済むよう）、物資の種類、量、サイズ等を梱包の表に明記して送付してほしい。…等
- ケ ボランティア活動の呼びかけ
- コ 住民の心得、人心の安定及び社会秩序保持のため必要な事項〔要請〕
- サ 交通状況（交通機関運行状況、不通箇所、開通見込日時、道路交通状況等）〔発表、要請〕
- シ 電気、電話、上水道等公益事業施設状況（被害状況、復旧見通し等）〔発表、要請〕
- ス 道路、橋梁等土木施設状況（被害、復旧状況）〔発表、要請〕

第4 その他の関係機関等への広報の要請・調整

1 ライフライン関係機関への要請

災害時に村災害対策本部に寄せられる住民等からの通報の中には、ライフラインに關係する問い合わせ（復旧見通しなど）も多いと予想される。このため、村は、住民等の通報内容をモニターし、必要があると認めた時は、ライフライン関係機関に対し、広報担当セクションの設置や増強を要請する。

2 関係機関との調整

村災害対策本部は広報を実施したときは直ちに関係機関に報告する。

第4節 水防・土砂災害等の防止対策

【十島村：土木交通課・消防団】

風水害時は、高潮、斜面崩壊等のため、水防活動や土砂災害等の防止対策を行う事態が予想される。

このため、村は、水防団(消防団兼務)等を出動させ、必要に応じて地域内外の協力・応援を得て警戒活動を強化し、水防・土砂災害防止対策を実施する。

第1 土砂災害の防止対策

1 土砂災害防止体制の確立

砂防・治山事業の所管課は、気象警報等の発表とともに土砂災害防止体制を早急に確立し、被害の拡大防止対策に着手する。

2 危険箇所周辺の警戒監視・通報

村は、急傾斜地崩壊危険箇所、山地崩壊危険箇所等における斜面崩壊や土石流危険渓流等における土石流、地すべり等により土砂災害が発生した地域がある場合、その被害実態の早期把握に努める。

また、地域で土砂災害の発生の兆候が認められるなどの実態が把握された場合、それらの地域の警戒監視体制を強化し、土砂災害防止対策の早期実施に努める。

3 土砂災害等による被害の拡大防止（応急復旧措置）

(1) 土砂災害の防止措置

土砂災害の生じた地域において、引き続きがけ崩れや土石流、地すべり等が懸念される場合は、各々の施設所管各課、村において、応急的な崩壊防止措置を講ずる。また、土砂災害の発生した地域において、民生安定上放置し難く、採択基準に合致するものは、緊急に砂防施設等の整備を行う。

(2) 警戒避難体制の確立

村は、土砂災害の危険が解消されない場合は、当該区域に警戒区域を設定し、関係住民の出入りを制限し、必要に応じ、関係地域住民の避難措置を実施する。

第5節 消防活動

【関係機関：鹿児島県・十島村】

火災が発生した場合、消防団を中心に、住民、自主防災組織、各事業所の自衛消防組織等の協力も得ながら、消防活動を行う必要がある。

このため、消防団は、現有の消防力（人員・装備・車両・水利等）の総力を挙げ、災害状況によっては他の地域からの応援を得て、効果的に連携し、消防活動を実施する。

第1 村・県・住民による消防活動

1 村及び消防団の消火活動

消防団は、統制ある消防活動を行い、火災防ぎょ活動の万全を期する。消防活動に際しては、消防・救急無線通信網を効果的に運用し、他の消防機関の部隊等との通信を確保し、消防通信体制の強化を図る。

また、同時多発的火災の発生に際し、出火防止、初期消火及び延焼拡大防止を効果的に実施できるよう、防火水槽、耐震性貯水槽、プール等の人工水利のほか、海、ため池等の自然水利からの取水等、消防水利の有効活用に努める。

大火に際しては、その危険性の実態に関する的確な情報の伝達に努め、避難の勧告・指示を行う必要が生じた場合、その適切な広報に努める。

2 県の対策

大火が予想される時は、直ちに関係市町村に対し、大火防御の措置を講ずるよう指示する。

また、火災発生後、ラジオ・テレビ等の放送機関の協力を求め、あらゆる火源の即時消火について一般住民に周知を図るとともに、状況に応じ、被災者に電気の停止を要請する。

3 住民の対策

住民は、出火防止、初期消火及び延焼拡大防止等の活動に努めるとともに、近隣の出火・延焼の拡大防止活動に協力する。

第2 消防応援協定に基づく消防活動

1 消防相互応援協定の活用

大規模な火災等が発生し、所轄する消防力で災害の防御が困難な場合は、「鹿児島県消防相互応援協定」により県内の消防力を十分活用し、災害応急対策にあたる。

2 緊急消防援助隊等の出動の要請

大規模な火災等が発生し、県内の消防力で十分に対応できないときは、大規模災害消防応援実施計画に基づく応援部隊や緊急消防援助隊の出動を県に要請するものとする。

第6節 危険物の保安対策

【関係機関：鹿児島県・各事業所管理者】

【十 島 村：総務課】

風水害時は、危険物災害等が予想されるため、村、消防団を中心に、住民、自主防災組織、各事業所の自衛消防組織等の協力も得ながら、危険物の保安対策を行う必要がある。

このため、消防団は、現有の消防力（装備・車両・水利等）の総力を上げ、災害状況によっては他の地域からの応援を得て、効果的に連携し、危険物の保安対策を推進する。

第1 村・県・事業所等による対策

1 村及び消防組合の対策

消防団は、被災地域に危険物や高圧ガス等の施設があり、地震災害に伴う特殊火災や漏洩・爆発等のおそれがある場合、直ちに、統制ある危険物対策を行う。

危険物対策に際しては、各種通信手段を効果的に運用し、危険物にかかる関係機関や事務所の管理者、自衛消防組織等との通信を確保し、消防通信体制の強化を図る。

村は、危険物・高圧ガス等の災害の発生に際して、被害の拡大防止を効果的に実施できるよう、事前に整備されている各種設備・施設等を活用するほか、関係住民や事業所の管理者等に対する災害状況の実態に関する情報の伝達に努め、避難の勧告・指示を行う必要が生じた場合、その適切な広報に努める。

2 県の対策

県は、大規模な危険物災害が予想される場合、直ちに関係市町村に対して、火災防止や漏洩・爆発防止措置を講じること及び、関係地域住民の避難の必要性の把握又は避難の勧告・指示を行うよう指示する。また、県は、災害発生後、直ちにラジオ・テレビ等の放送機関の協力を求め、あらゆる危険物災害の発生状況や対応状況について一般住民に周知を図るとともに、状況に応じて、関係地域住民の避難の勧告・指示を広報する。

3 事業所等の対策

事業所の管理者等は、災害時の出火防止、初期消火及び延焼拡大防止活動に努めるとともに、危険物・高圧ガス等の漏洩・流出等の防止活動に努める。万一、災害が発生したときは、直ちに、県及び村に通報するとともに、その被害の局所化を図り、必要に応じ、関係住民への情報伝達及び避難対策に万全の措置を講じる。

第2 広域応援や関係機関等への要請による危険物・高圧ガス対策

大規模な危険物災害や高圧ガス爆発・漏洩・流出等の災害が発生し、消防団の能力では災害の防御や被害の拡大防止が困難な場合、県は、他の市町村や関係機関に対し応援を要請する。

また、県内の消防力で十分に対応できないときは、大規模災害消防応援実施計画に基づく応援部隊や緊急消防援助隊の出動を要請するものとする。

なお、危険物等の内容に応じて、特殊な災害防御対策を必要とする場合、県は、関係機関等に専門技術者の派遣を要請する。

第7節 避難の勧告・指示、誘導

【関係機関：鹿児島海上保安部・鹿児島県・鹿児島中央警察署・福祉施設管理者】

【十島村：住民課・土木交通課・教育総務課・総務課・消防団】

風水害時の出水や土砂災害等の発生に際して、危険があると認められる場合、関係法令に基づきそれぞれの避難指示権者は、関係する地域の住居者、滞在者その他の者に対し、時期を失しないよう立退きを勧告し又は、指示する等の措置をとる必要が生じる。

このため、特に、村長は、避難措置実施の第1次責任者として警察官、海上保安官、知事及び自衛官等の協力を求め、適切な避難措置を講ずるものとする。

第1 要避難状況の早期把握・判断

1 要避難状況の把握活動の早期実施

災害の危険のある場合、必要と認められる地域の住居者、滞在者その他の者に対し、立退きを勧告し又は指示する等の避難措置は、関係法令に基づきそれぞれの実施責任者が時期を失しないよう必要な措置をとらなければならない。特に村長は、避難措置実施の第1次責任者として警察官、海上保安官、知事及び自衛官等の協力を求め、常に適切な措置を講ずるため、避難を要する地域の実態の早期把握に努め、迅速・確実な避難対策に着手できるようにする。

2 避難対策の必要性の早期判断

避難を要する状況は、発生した災害の状況により大きく異なるため、被災地域の情報収集を踏まえ、避難対策の要否を判断する。

(1) 斜面災害防止のための避難対策

急傾斜地等崩壊危険性の高い地域等における斜面崩壊からの避難等が想定される。村・消防団その他は、警戒活動により斜面状況を把握し、被災地域の被害実態に応じて、避難の必要性を判断し、混乱防止措置と合わせて、必要な対策を講ずるものとする。

3 権限委譲順位

災害発生時に村長と連絡がとれない場合の避難勧告等を実施する権限の委譲については、次の順位とする。

第1順位 副村長

第2順位 総務課長

第3順位 総務課長補佐(総務課政策推進室長)

第2 避難の勧告・指示の実施

1 避難指示等の基準と区分

(1) 避難指示等の発令

村は、防災気象情報等を十分把握し、危険と認められる場合には、住民等に対して避難勧告等を発令するとともに、適切な避難誘導を実施する。

村は、避難勧告等を発令する際には、居住者等が、自らがとるべき行動を直感的に理解しやすいものとするため、避難勧告等に対応する警戒レベルや発令の対象者を明確にするとともに、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達する。

なお、警戒レベルは、土砂災害、洪水及び内水氾濫、高潮について発表する。

村は、避難勧告若しくは避難指示(緊急)又はその解除を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

避難勧告等の区分・警戒レベル・居住者等に求められる行動整理票

区分	警戒レベル	居住者等に求められる行動
避難準備 情報・ 高齢者等 避難開始	警戒レベル 3	<p>【高齢者等避難】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。 ・ その他の人は立退き避難の準備を整えるとともに、以降の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。 ・ 特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。
避難勧告	警戒レベル 4	<p>【全員避難】</p> <p>○ 指定避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。 ・ 指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」*1への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」*2を行う。
避難指示 (緊急)	警戒レベル 4	<p>○ 災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急的に避難する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定緊急避難場所への立退き避難に限らず、「近隣の安全な場所」*1への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」*2を行う。 ・ 避難指示（緊急）は、地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合などに発令されるものであり、必ず発令されるものではないことに留意する。
災害発生 情報	警戒レベル 5	<p>【災害発生】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。 ・ 市町村が災害発生を確実に把握できるものではないため、災害が発生した場合に必ず発令されるものではないことに留意する。

* 1 近隣の安全な場所：指定緊急避難場所ではないが、近隣のより安全な場所・建物等

* 2 屋内安全確保：その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動

注) 突発的な災害の場合、村長からの避難勧告等の発令が間に合わないこともあるため、自ら警戒レベル相当情報等を確認し避難の必要性を判断するとともに、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。特に、津波について、居住者等は、津波のおそれがある地域にいるときや海沿いにいるときに、地震に伴う強い揺れ又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、気象庁の津波警報等の発表や市町村長からの避難指示（緊急）を待たずに、居住者等が自発的かつ速やかに立退き避難をすることが重要である。

(2) 避難指示等の基準

避難指示等の基準は、災害の種類、対象とする地域、その他により異なるが、村長は関係機関の協力を得て発令するものとする。

また、災害の種類に対する避難指示等の基準に関しては、おおむね次のとおりとする。

ア 土砂災害

区分	警戒レベル	避難指示等の基準	
		がけ崩れ・土石流等危険箇所	左記以外の箇所（地滑り含）
避難準備情報・高齢者等避難開始	警戒レベル3	①前兆現象（湧水・地下水の濁り、量の変化等）が発見された場合 ②十島村に大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ「防災情報提供システム」の大雨警報（土砂災害）の危険度分布が赤色表示の場合 ③総合的判断	①前兆現象（湧水・地下水の濁り、量の変化等）が発見された場合 ②総合的判断
避難勧告	警戒レベル4	①前兆現象（土砂災害警戒区域付近で傾斜崩壊、斜面のふくらみ、崩壊、道路等にクラック発生等）が発見された場合 ②十島村に「土砂災害警戒情報」が発表され、かつ「鹿児島県河川砂防情報システム」の土砂災害の危険指標がレベル3を表示した場合 ③総合的判断	①前兆現象（土砂災害警戒区域付近で傾斜崩壊、斜面のふくらみ、崩壊、道路等にクラック発生等）が発見された場合 ②総合的判断
避難指示（緊急）		①山地での崩壊や地すべり、土砂災害警戒区域における土砂の流出や堆積、さらに堆積地の再侵食といった土砂移動現象、前兆現象（山鳴り、流木	①山地での崩壊や地すべり、土砂災害警戒区域における土砂の流出や堆積、さら

		の流出、斜面の亀裂等)が発見された場合 ②総合的判断	に堆積地の再侵食といった土砂移動現象、前兆現象(山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等)が発見された場合 ②総合的判断
災害発生情報	警戒レベル5	①土砂災害が発生している場合	①土砂災害が発生している場合

イ 洪水及び内水氾濫

区分	警戒レベル	避難指示等の基準	
		浸水予測対象区域	上記以外の区域
避難準備情報・高齢者等避難開始	警戒レベル3	①十島村に大雨警報(浸水害)又は洪水警報が発表され、かつ「防災情報提供システム」の危険度分布図が赤色表示の場合 ②総合的判断	①総合的判断
避難勧告	警戒レベル4	①大雨による湛水・内水氾濫など、浸水害の発生のおそれの住民からの情報を入手した場合等 ②今後の予想される雨量で水位の上昇が見込まれ、家屋等の浸水害が予想される場合 ③「防災情報提供システム」の危険度分布図が薄紫色表示の場合 ④総合的判断	①大雨による湛水・内水氾濫など、浸水害の発生のおそれの住民からの情報を入手した場合等 ②今後の予想される雨量で水位の上昇が見込まれ、家屋等の浸水害が予想される場合 ③総合的判断
避難指示(緊急)		①堤防の決壊等が発生し、危険性が極めて高くなった場合 ②「防災情報提供システム」の危険度分布図が薄紫色表示の場合 ③総合的判断	①堤防の決壊等が発生し、危険性が極めて高くなった場合 ②総合的判断
災害発生情報	警戒レベル5	①内水・外水氾濫による家屋等の浸水害が発生している場合	①内水・外水氾濫による家屋等の浸水害が発生している場合

ウ 高潮

区分	警戒 レベル	避難指示等の基準	
		浸水予測対象区域	右記以外の区域
避難準備 情報・ 高齢者等 避難開始	警戒 レベル 3	<ul style="list-style-type: none"> ①高潮注意報の発表において、警報に切り替える可能性が高い旨に言及された場合 ②高潮注意報が発表されている状況において、台風の暴風域が市町村(十島村)にかかると予想されている、または台風が市町村(十島村)に接近することが見込まれる場合 ③要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、広範囲な家屋の浸水害の発生する可能性が高まった状況 ④総合的判断 	総合的判断
避難勧告	警戒 レベル 4	<ul style="list-style-type: none"> ①高潮警報あるいは高潮特別警報が発表された場合 ②高潮注意報が発表されており、当該注意報において警報に切り替える可能性が高い旨が言及され、かつ、暴風警報又は暴風特別警報が発表された場合 ③高潮注意報が発表され、当該注意報において夜間から翌日早朝までに警報に切り替える可能性が高い旨に言及される場合 ④高潮警報発表中における防波堤等、高潮防災施設を越波・越流での広範囲な家屋の床下・床上浸水害が予想される場合 ⑤総合的判断 	総合的判断
避難指示 (緊急)		<ul style="list-style-type: none"> ①地区の防波堤等、高潮防災施設に越波・越流が発生 ②総合的判断 	総合的判断

区分	警戒 レベル	避難指示等の基準	
		浸水予測対象区域	右記以外の区域
災害発生 情報	警戒 レベル 5	①地区の防波堤等、高潮防災施設 の損壊の発生	①地区の防波堤 等、高潮防災施設 の損壊の発生

2 村における避難措置

(1) 避難者に周知すべき事項

村の区域内において災害の危険がある場合、必要と認める地域にある居住者・滞在者その他の者に対し避難措置を実施する。避難の勧告又は指示を行う場合は、状況の許す限り、次の事項を避難者に徹底するように努める。

- ア 避難すべき理由（危険の状況）
- イ 避難の経路及び避難先
- ウ 避難先の給食及び救助措置
- エ 避難後における財産保護の措置
- オ その他

(2) 避難対策の通報・報告

ア 避難措置を実施しようとするときは、当該現場にある警察官・海上保安官等のほか指定緊急避難場所等の管理者又は占有者にあらかじめ必要な事項を通報する。

イ 避難措置を実施したときは、すみやかに県（危機管理防災課、鹿児島地域振興局総務企画部）へ報告するとともに、放送機関に情報提供する。

ウ 避難の必要がなくなったときは、その旨を公示しなければならない。

エ 村は、避難措置の実施に関し、「十島村災害時避難勧告・判断等マニュアル」において次の事項を定める。

- (ア) 避難措置に関する関係機関の連絡方法
- (イ) 避難措置を実施する区域別責任者(村職員等の氏名)
- (ウ) 避難の伝達方法(特に、要配慮者に配慮する。)
- (エ) 各地域ごとの指定緊急避難場所、指定避難所及び避難方法
- (オ) その他の避難措置上必要な事項

3 診療所・社会福祉施設等における避難措置

診療所・社会福祉施設等の施設管理者は、入院患者、来診者、施設入所者等の避難に際して、秩序が乱れて混乱することのないよう、以下の要領で避難対策を実施する。

(1) 避難体制の確立

診療所・社会福祉施設等の管理者は、災害が発生した場合を想定し、あらかじめ定められた避難体制を早急に確立し、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等にしたいがい、迅速かつ的確な避難対策を実施する。

特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから消防団等への通報連絡や入所者等の避難誘導體制に十分配慮した避難体制を確立する。

また、社会福祉施設や診療所等の管理者は、村や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、災害時の協力体制を確立する。

(2) 緊急連絡体制等の確立

社会福祉施設や診療所等の管理者は、災害に備え整備されている消防団等への早期通報が可能な非常通報装置や緊急時における情報伝達手段を活用するとともに、災害時における施設相互間等の緊急連絡体制を強化する。

4 不特定多数の者が出入りする施設の避難措置

(1) 避難体制の確立

施設管理者は、災害が発生した場合を想定し、あらかじめ定められた避難体制を早急に確立し、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等にしたいが、迅速かつ確かな避難対策を実施する。特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから消防団等への通報連絡の確保や入所者等の安全な避難誘導等に十分配慮した避難指導を実施する。

また、施設管理者は、村や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、災害時対応を実施する。

(2) 緊急連絡体制等の確立

施設管理者は、災害に備え整備されている消防団等への早期通報が可能な非常通報装置や緊急時における情報伝達手段を活用するとともに、災害時における施設相互間等の緊急連絡体制をとる。

5 学校・教育施設等における避難措置

児童・生徒の避難措置については、秩序が乱れて混乱することのないよう、管理者が特に避難対策について、学校防災マニュアルを作成し、生徒・児童の安全確保行動に務めることとする。

(1) 在校時の村立学校の児童生徒の避難対策

ア 避難の指示等の徹底

(ア) 教育長の避難の指示等は、村長等の指示により行うほか、安全性を考慮して早期に実施する。

(イ) 教育長は、災害種別、災害発生の時期等を考慮し、学校順次避難指示を行う。

(ウ) 教育長は、災害の種別、程度を速やかに校長に通報し、必要な避難措置を取らせる。

(エ) 校長は、教育長の指示のもとに、又は緊急を要する場合は臨時に、児童・生徒を安全な場所に避難させる。

(オ) 児童・生徒の避難順位は、低学年、疾病、身体障害者等を優先して行う。

(カ) 避難が比較的長期にわたると判断されるときは、避難勧告の段階において安全を確認した場合には児童・生徒をその保護者のもとに誘導し、引き渡す。

(キ) 学校が村地域防災計画に定める指定緊急避難場所等に指定されている場合等で、児童生徒の保護者が学校に避難してきた場合は、児童生徒をその保護者に引き渡す。

(ク) 児童生徒が学校の管理外にある場合には、校長は状況を判断して臨時休校の措置を講ずるものとする。

(2) 避難場所の確保

教育長は、村地域防災計画その他を考慮し、災害種別、程度に応じた学校ごとの避難場所を選定し、避難させる。

第3 避難の勧告・指示の伝達

1 村長による避難の勧告・指示の伝達

(1) 避難計画にもとづく伝達

村長は、村地域防災計画の避難計画において予め定められた避難の勧告・指示の伝達系統及び伝達要領にしたがって、危険地域の住民に周知・徹底を図る。

(2) 災害状況に応じた伝達

避難の勧告・指示は、避難を要する状況を的確に把握したうえで、住民への周知を最も迅速で確実・効果的に周知・徹底できるよう、村が保有する情報伝達手段を用い、以下の方法により伝達する。

なお、情報伝達に当たっては、複数の伝達手段等を用い、確実に伝達する。

ア 同報無線等無線施設を利用した伝達

イ あらかじめ定められた伝達組織を通じての直接口頭及び拡声器による伝達

ウ サイレン及び警鐘による伝達

エ 広報車からの呼びかけによる伝達

オ 緊急速報（エリアメール等）

カ 告知放送

キ Lアラート（災害情報共有システム）テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、インターネット（市町村ホームページ、ツイッター、フェイスブック等のソーシャルメディア、ポータルサイト、鹿児島県防災Web）、携帯電話（緊急速報メールを含む。）ワンセグ放送、有線放送、電話、特使等の利用による伝達

(3) 伝達方法の工夫

村長は、伝達にあたっては、予め作成した例文の使用、放送前のサイレンの吹鳴、緊急放送モードの使用などにより、住民に迅速・確実に伝達する。

第4 避難の誘導等

1 地域における避難誘導

(1) 避難誘導の実施

村は、斜面崩壊等が予想され、地域に避難の勧告・指示をした場合で、避難者の誘導を行う必要がある場合、以下の方法で避難の誘導體制を確立し、安全かつ迅速な避難誘導を実施するよう努める。

ア 避難誘導體制の確立

(7) 避難場所が比較的遠距離であり、かつ避難に危険が伴う場合等は、避難のための集合場所、自主防災組織や消防団員等の中から誘導責任者を定め、できるだけ集団で避難するようにする。

(イ) 緊急を要する避難の実施にあたっては、特に誘導責任者・誘導員が十分な連絡のもとに強い意志をもって誘導にあたり、風評による住民及び群集が混乱に陥らず、安全に避難できるようにすることに努める。

イ 避難経路

(7) 誘導に先立ち、災害の種類・危険地域別にあらかじめ定めておいた避難場所への避難経路の周知・徹底を図る。

(イ) 災害時に避難経路を選択するにあたっては、周辺の状況を検討し、浸水や斜面崩壊、地滑り等の恐れのある危険箇所を避けるようにする。

ウ 避難順位

(7) 災害時の避難誘導は、原則として、高齢者や障害者等の要配慮者を優先して行う。

(イ) 浸水や斜面崩壊などの災害に際しては、災害の種別、災害発生の時期等を考慮し、客観的に判断して早い段階で災害が発生すると認められる地域内居住者の避難を優先するよう努める。

エ 携帯品の制限

(7) 携帯品は、必要最小限の食料、衣料、日用品、医薬品等とする。

(イ) 避難が比較的長期にわたるときは、避難中における生活の維持に役立つため、さらに携帯品の増加を考慮する必要があるが、その数量は災害の種別、危険の切迫性、避難所の距離、地形等により決定しなければならない。

オ 危険防止措置

(7) 避難場所等の開設にあたって、村長は、避難場所等の管理者等の協力を得て、二次災害のおそれがないかどうかを確認する。

(イ) 避難経路の危険箇所には、標識、なわ張等の設置、誘導員を配置するなど危険防止に努める。

(ウ) 避難者は、携帯品を最小限とし、行動の自由を確保（両手の自由）し、夜間にあつては、特に誘導者を配置し、その誘導に従うようにする。

(2) 自主避難の実施

豪雨等により災害の発生する危険性を感じたり、土砂崩れ等の前兆現象を発見し、自ら危険だと判断した場合等においては、隣近所声を掛け合って自主的に避難するよう心掛けるものとする。

(3) その他避難誘導にあたっての留意事項

ア 要配慮者の事前の避難誘導・移送

地域に居住する要配慮者の避難誘導にあたっては、事前に把握された要配慮者の実態に応じて定められた避難誘導方法に基づき実施する。特に、避難行動要支援者に対しては、自主防災組織の協力を得るなどして地域ぐるみで要配慮者の安

全確保を図るほか、状況によっては、村が車両等を手配し、一般の避難施設とは異なる介護機能を備えた福祉避難所等に事前に移送するなどの措置をとる。

イ 避難が遅れた者の救出・収容

避難が遅れた者を救出する場合、村において処置できないときは、直ちに県又はその他の機関に援助を要請し、状況に応じて救出、避難施設への収容を図る。

2 診療所・社会福祉施設等における避難誘導

診療所・社会福祉施設等の管理者は、事前に定めた避難計画により、避難誘導體制を早急に確立し、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等にしたいがい、入院患者、来診者、施設入所者等の避難誘導を実施する。

特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから消防団等への通報連絡は入所者の状況に十分考慮した避難誘導を実施する。

3 不特定多数の者が出入りする施設の避難誘導

施設管理者は、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制などにしたいがい、避難誘導體制を早急に確立し、施設利用者等の避難誘導を実施する。

特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから消防団等への通報連絡は施設利用者の状況に十分考慮した避難誘導を実施する。

4 学校・教育施設等における避難誘導

(1) 在校時の小中学校の児童・生徒の避難誘導

ア 教育長のとった避難誘導措置に関する各学校への通報・連絡は、あらかじめ整備されている連絡網を用い、迅速かつ確実に行う。

イ 校長は、概ね次の事項を予め定めて避難誘導を安全かつ迅速に行われるよう努める。

(ア) 災害種別に応じた避難指示等との伝達方法

(イ) 避難場所の指定

(ウ) 避難順位及び避難場所までの誘導責任者

(エ) 児童生徒の携行品

(オ) 余裕がある場合の書類、備品等の搬出計画

ウ 危険な校舎、高層建築等の校舎においては、特にあらかじめ非常口等を確認するとともに、緊急時の使用ができるよう確認し、危険防止措置を図る。

エ 災害が学校内又は学校付近で発生した場合、校長は速やかに関係機関に通報する。

オ 災害の種別、程度により児童・生徒を家庭に帰宅させる場合は、次の方法による。

(ア) 各集落の担当教師の誘導を必要とする場合は、集落ごとに安全な場所まで誘導する。

(イ) 集落ごとに児童・生徒を集団下校させる場合は、校区内の危険箇所（がけ崩れ、危険な橋、堤防）の通行を避ける。

カ 児童・生徒が家庭にある場合における臨時休校の通告方法、連絡網を児童・生徒に周知徹底させるとともに、家庭での安全確認を実施する。安全が確保できな

いと判断した場合には、指定された避難所等へ安全確保行動（避難行動）を実施する。

第8節 島外避難

【関係機関：鹿児島県・自衛隊・鹿児島海上保安部・十島村】

第1 平時の備え

村は、住民の生命及び財産に甚大な影響を及ぼすことが予想される風水害等が発生することを想定し、有事の際に迅速な避難を行えるよう次のことについて日頃から備えておく。

1 島外避難の対象者の把握

自主防災会は、日頃から地域に居住する住民を把握しておき、そのうち、有事の際、島外に避難させる必要がある住民を事前に決めておき、その対象者の避難先も含めて、予め避難者リストを備えておく。

島外避難対象者、及び当該避難対象外の住民の選定については、総務課危機管理室と協議のうえ、決定することとし、双方で避難者リストを共有しておく。

(1) 島外避難対象者の選定基準

対象者	定義等
要配慮者	災害時の避難行動や情報受伝達、避難生活等に『特に配慮を要する方』と定義され、村では『高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦』が想定される。
災害弱者	ア 自分の身に危険が差し迫った場合、それを察知する能力がない、又は困難な人 イ 自分の身に危険が差し迫った場合、それを察知しても適切な行動をとることができない、または困難な人 ウ 危険を知らせる情報を受け取ることができない、又は困難な人 エ 危険を知らせる情報を受け取っても、それに対して適切な行動をとることができない人、又は困難な人

上記から、優先対象者となり得る住民は、『高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦もしくは、災害弱者、及びその対象者の介護者、保護者、付添人』とし、高齢者の年齢、障害の程度等は定めのないものとする。ただし、これは、あくまで基準であり、各島自主防災会で十分な協議を行うこととする。

(2) 島外避難対象外の住民の選定

村は、災害復旧作業実施のため、島内見回りや被害状況確認等、島民生活回復のための復旧作業等を実施し、住民生活の速やかな回復に努める必要がある。そのためには、島外避難により離島する住民の他に、島に留まる住民として、出張所長・

消防分団員・自主防災組織会長・診療所看護師及び復旧作業に精通している住民等が想定される。

また、村内各関係機関とのリスト等に関する情報の共有及び、定期的な確認・更新等が必要である。

2 島外避難先施設の確保

有事の際、迅速に避難先を選定する必要があることから、総務課危機管理室は、想定される避難者を収容できる避難先施設との協定締結等を進めておく。

島外避難所 (地区)	施設名	所在地	電話番号
鹿児島市内 (099)	市町村自治会館	鹿児島市鴨池新町 7-4	206-1010
	ホテルサンフレックス	鹿児島市堀江町 19-14	225-5511
	サンデイズイン鹿児島	鹿児島市山之口町 9-8	227-5151
	センチュリオンホテル	鹿児島市呉服町 1-3	227-5611
	アクアガーデンホテル福丸	鹿児島市名山町 11-8	226-3211
	レム鹿児島	鹿児島市東千石町 1-32	227-4123
	ホテル&レジデンス南洲館	鹿児島市東千石町 19-17	226-8188
	ホテルニューニシノ	鹿児島市千石町 13-24	224-3232
	ユーススタイルホテルメイト	鹿児島市呉服町 5-17	226-6100
奄美市内 (0997)	奄美サンプラザホテル	奄美市名瀬港町 2-1	53-5151
	ビッグマリン奄美	奄美市名瀬長浜町 27-1	53-1321
	奄美ポートタワーホテル	奄美市名瀬塩浜町 4-12	54-1111

第2 島外避難の判断

村は、住民の生命及び財産に甚大な影響を及ぼすことが予想される次のような気象現象等が予測される場合、十島村災害警戒本部において島外避難の可否を決定する。決定後は、当該事象の円滑かつ速やかな対応ができるよう、対策本部、現地対策本部の設置及び必要な職員を確保する。

- 1 島外避難に該当する特別警報の種類及び発表条件は以下のとおりであり、気象現象としては、大雨、暴風、高潮及び波浪が該当する可能性が高い。

(1) 特別警報の基準

現象	特別警報の基準	
大雨	台風や集中豪雨により、数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や、同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮となる場合

現象	特別警報の基準	
波浪		高波となる場合
暴風雪	数十年に一度の強度の低気圧等により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

(2) 発表条件

発表条件	<p>十島村(奄美地方)については、中心気圧910hPa以下または最大風速60m/s以上とする。</p> <p>台風については、指標(発表条件)の中心気圧または最大風速を保ったまま、中心が接近、通過すると予想される地域(予報円がかかる地域)における、暴風、高潮、波浪の警報を特別警報として発表する。</p> <p>温帯低気圧は台風のように暴風警戒域を示してはいないものの、猛烈に発達する温帯低気圧のような現象についても暴風の対象となる地域を予想することが可能である。このため、台風・温帯低気圧によらず、発達した低気圧により猛烈な風が吹くような地域に対し特別警報を発表することとしている。</p>
------	---

2 感染症対策により、島の避難所において、避難者の安全を維持する十分なスペースを確保できないと判断された場合

3 職員の配備区分は、島外避難を迅速かつ円滑に実施するため、第1節第13項に準じた体制とする。

体制	基準	参集・配備基準	活動内容
災害警戒本部体制	(1) 村内に小規模な災害が発生したとき (2) 村内に各種の気象警報等が発表され、災害の発生が予想されるとき	(1) 総務課：1名以上 (2) 土木交通課：1名以上 (3) 本部長が必要と認める課、人数	災害警戒本部を設置し、事前に指定した各課を中心に関係機関の協力を得て災害情報の収集、応急対策など防災対策の一層の確立を図る。
災害対策本部体制	第1配備 相当の被害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、本部長が必要と認めるとき	(1) 総務課：2名以上 (2) 土木交通課：2名以上 地域振興課：2名以上 住民課：2名以上 教育総務課：2名以上 (3) 本部長が必要と認める課、人数	災害対策本部を設置し、災害の規模・程度に応じて、村の組織をあげて各種災害応急対策を実施する。
	第2配備 全地域にわたり大きな災害が発生し、又	(1) 総務課：3名以上 (2) 土木交通課：	

体制	基準	参集・配備基準	活動内容
	は発生するおそれがある場合で、本部長が必要と認めるとき	3名以上 地域振興課： 3名以上 住民課：3名以上 教育総務課： 1名以上 出納室：1名以上	
第3配備	(1) 特別警報(大雨、暴風、高潮、波浪、大雪、暴風雪)が発表されたとき (2) 特に甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがあり、全職員の配備を必要とする場合で、本部長が必要と認めるとき	各所属職員全員	

4 島外避難時における、現地災害対策本部の活動内容等については、第1節第1 1項に準じた体制とする。

現地要員	役割	設置場所候補地
指名職員 又は 出張所長	○現地災害対策本部長 ○役場との情報連絡 ○島民・観光客等の把握 ○避難勧告等の呼びかけ	【口之島】 ・口之島地区コミュニティセンター 【中之島】 ・中之島地区コミュニティセンター ・中之島小中学校 ・中之島東区住民生活センター ・中之島西区住民生活センター ・十島村総合開発センター
消防団	分団長	○出張所長との情報連絡 ○防災会長との情報連絡 ○消防団員への指示
	分団員	○避難勧告等の呼びかけ ○避難誘導 ○避難所の運営支援
自主防災組織	防災会長 (自治会長) ※	○現地災害対策副本部長 ○避難所運営 (各班のとりまとめ)
	各地区班 長	○防災会長との情報連絡 ○班員の安全確認、避難誘導
	観光客 誘導班 (民宿など 宿泊施設) ※班長は 管理者	○出張所長との情報連絡 ○観光客等の安全確認、避難誘導
		【諏訪之瀬島】 ・諏訪之瀬島小中学校 ・諏訪之瀬島住民センター ・諏訪之瀬島防災活動拠点施設 【平島】 ・平島地区コミュニティセンター ・平島小中学校 【悪石島】 ・悪石島地区コミュニティセンター ・悪石島小中学校 【小宝島】 ・小宝島小中学校 ・小宝島住民センター ・小宝島防災活動拠点施設 【宝島】

現地要員		役割	設置場所候補地
	学校班	○児童・生徒の安全確認、 避難誘導	<ul style="list-style-type: none"> ・宝島小中学校 ・宝島避難施設
診療所	看護師	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所における避難者の救護 ○要配慮者等に対する救護／補助 ○自主防災会及び消防分団等との連携 	
	役場派遣職員※	○全般的な補佐	

※中之島地区における防災会長は、前任区長とする。

※役場からの派遣された職員等が在島している場合は、現地災害対策本部の活動に関して、全般的な補佐を実施する。

第3 島外避難の手段

十島村災害対策本部において、島外避難決定時には、その避難手段についても協議する。

更に、避難当日の避難者数の把握、並びに避難先施設及び当該施設までの搬送手段を確保したうえ、必要な人員や物資を手配する。

島外への搬送の検討は、予測される気象、並びに定期船の運航、乗客の状況及び避難の方法を考慮したうえ、次の順で島外避難者の搬送方法を決定する。

- 1 村営定期船、及び行政連絡船（以下「村営定期船等」という。）で島外避難者を搬送する場合

島外に避難者を搬送のための運航を安全な海域への避難も含めて計画することができる場合、村営定期船等で島外避難者を搬送する。

台風に伴う島外避難である場合、台風の進路によっては、村営定期船が遠方に避難する場合も考えられるため、最大2日前までの最新の気象情報及び村営定期船等が避難するための所要時間を考慮した決定が必要である。

- 2 島外避難者数が村営定期船等の定員を超過した場合

前号に基づく島外避難の搬送において、島外避難対象者が村営定期船又は行政連絡船の定員を超過したときは、次号の例により鹿児島県に災害派遣を要請する。

なお、天候不良の中での運航が十分想定されることから、抜港の可能性も高いため、鹿児島県との事前の情報共有をしておく必要がある。

- 3 村営定期船等で島外への搬送ができない場合

村営定期船等で島外に避難者を搬送できない状況であるときは、公共性、緊急性、非代替性を踏まえたうえ、鹿児島県に災害派遣を要請する。

この場合においては、鹿児島県消防防災ヘリコプター、又は自衛隊ヘリコプター、海上保安庁ヘリコプター、若しくは海上保安庁巡視船での避難搬送が想定される

が、村営定期船等が運航できない気象が想定されることから、避難対象者の避難準備時間が短いこと、持ち込む荷物が制限されること、感染症対策及び確認が必要であることを踏まえて、住民に周知する必要があるため、事前に対策をしておかなければならない。

第4 島外避難の実施

十島村災害対策本部において、島外への避難及び搬送方法を決定したときは、次のような手順で避難を進める。

1 住民への周知

いずれの避難方法においても直ちに住民に周知するとともに、鹿児島県及び各島出張所との情報共有を図る。

特に、鹿児島県に災害派遣の要請を行うときは、避難実施までの準備時間が短いことから、事前に周知する内容及び搭乗前に行うことを整理し、計画する。

出張所を通じた住民への島外避難に関する情報の周知と並行して、次の各号に掲げる業務を進める。

- (1) 自主防災会・出張所との島外避難者の調査
- (2) 島外避難先施設を確保するための調整
- (3) 避難先施設までの搬送手段を確保するための調整
- (4) 村営定期船等で搬送する場合は、村営定期船等の運航等関連のしるじや乗船予約者等への連絡及び周知に関する調整

2 島外避難者の把握

自主防災会との調査において、島外避難者を把握したときは、いずれの場合も名簿を含め、鹿児島県及び各島出張所との名簿に関する情報共有が必要である。以下、名簿を確定したうえで次の各号に掲げる業務を進める。

- (1) 避難計画の決定（人数、搬送方法、避難先、避難期間）
- (2) 避難先施設の確定（避難所を指定）
- (3) 避難先施設までの搬送手段の確定
- (4) 村営定期船等で搬送する場合は、村営定期船及び関係機関と名簿を共有したうえで連携を図る。

3 島外避難先施設までの搬送手段

いずれの搬送方法においても、村外に設けられた港又はヘリポート等（以下「港等」という。）から、避難先施設までの搬送手段が必要である。

- (1) 搬送に携わる交通機関との連絡調整
- (2) 港等、避難先施設への人員配置

港等では避難者の確認、避難者からの相談や質問、乗車車両の指示、移動中の安全確保、及び報道関係者との調整が想定され、避難先施設では避難者の確認、避難

者からの相談や質問、部屋等の割り振り、不足する資機材の手配、避難先施設との調整などの業務が想定されるため、十分な人員の配置を検討する必要がある。

4 島外避難先施設の運営

島外避難者は、高齢者や障がい者、乳幼児、又は妊婦等の災害弱者であることから、避難先施設ではこれらの方々の相談や健康に対処する必要がある。したがって、避難先施設における職員の配置は2名を基準とし、そのうち1名は保健師又は看護師を配置するものとする。

ただし、気象の状況を踏まえ、避難者の避難生活状況から、避難先施設に配置する職員の人数、職種は変更することができる。

避難先施設の運営と並行して、次の業務を進める。

- (1) 気象の状況を踏まえた、帰宅の時期を含めた避難計画の調整
- (2) 村営定期船の運航計画、予約状況に関する調整
- (3) 避難者の乗船予定日の連絡調整
- (4) 村営定期船の運航等関連の手続、周知
- (5) 各島への帰宅計画の周知

5 島外避難者の帰宅のための搬送

気象の状況を踏まえて、島外避難先の安全が確保されたときは、避難所の指定を解除するとともに、避難者が帰宅するための搬送を開始する。

前項において調整した避難者の乗船便において搬送するため、避難者の乗船の確認及び必要に応じて連絡調整を行う。

この場合において、村営定期船等の定員を超過することが想定され、複数の便で帰宅するための計画を策定する可能性があることから、希望する便で帰宅できない場合、奄美経由で帰宅する避難者も配慮する。

第9節 救助・救急

【関係機関：自衛隊・鹿児島海上保安部・鹿児島中央警察署】

【十 島 村：総務課・消防団】

風水害等では、土砂崩れ、冠水等による被害の可能性が危惧され、多数の救助、救急事象が発生すると予想される。

このため、各関係機関は、迅速かつ的確な救助・救急活動を実施する。

また、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

第1 救助・救急活動

1 村、関係機関等による救助・救急活動

関係機関名	項目	活動内容
村	救助・	(1) 活動の原則

関係機関名	項目	活動内容
(消防団を含む)	救急活動	<p>救助・救急活動は、救命処置を要する重傷者を最優先とする。</p> <p>(2) 出動の原則</p> <p>ア 延焼火災が多発し、多数の救助・救急事象が発生している場合は、火災現場付近を優先する。</p> <p>イ 延焼火災は少ないが、多数の救助・救急事象のある場合は、多数の人命を救護することを優先する。</p> <p>ウ 同時に小規模な救助・救急事象が併発している場合は、救命効率の高い事象を優先する。</p> <p>エ 傷病者に対する救急処置は、救命の処置を必要とする事象を優先する。</p>
	救急搬送	<p>(1) 傷病者の救急搬送は、救命処置を要する者を優先する。なお、搬送に際しては、消防団、医療救護班等の車両のほか、必要に応じ県消防・防災ヘリコプターや自衛隊のヘリコプターにより行う。</p> <p>(2) 救護所等からの後方医療施設への移送は、被災状況の推移を勘案して他機関との協力体制のもとに行う。</p>
	傷病者多数発生時の活動	<p>(1) 災害の状況等を判断し、安全かつ活動容易な場所に現場救護所を設置し、救助隊、医療救護班と密接な連携を図り、効果的な救護活動を行う。</p> <p>(2) 救護能力が不足する場合は、自主防災組織等に医療機関への自主的な輸送協力を求めるなど、関係機関との連絡を密にし、効率的な活動を行う。</p>
関係機関名	活動内容	
警察機関	<p>(1) 災害の状況等を判断して、救助救急活動を実施する。</p> <p>(2) 救出活動は、倒壊家屋の多発地帯及び診療所、学校、興行場等多人数の集合する場所等を重点的に行う。</p> <p>(3) 救助した負傷者は、応急処置を施したのち、医療救護班に引き継ぐか、車両、県警ヘリコプター、船艇等を使用して速やかに医療機関に収容する。</p> <p>(4) 救出活動は、当該村を始め関係機関と連絡を密に協同して行う。</p>	
海上保安機関	<p>(1) 海難船舶や高潮等により沿岸において被災した人等の捜索、救助を行う。</p> <p>(2) 救出活動は、沿岸市町村を始め関係機関と連絡を密にして行う。</p>	

関係機関名	項目	活動内容
自衛隊	(1) 必要に応じ、又は知事等の要請に基づき救出活動を行う。 (2) 救出活動は、当該市町村を始め関係機関と連絡を密に協同して行う。	

2 住民及び自主防災組織による救助、救急活動

住民及び自主防災組織は、自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を行う関係機関に協力するよう努める。

3 孤立化集落対策

土砂崩れ等で孤立化が予想される地域については、孤立者の救出方法や当該地域と村との情報伝達手段の確保、救出にあたる関係機関等との相互情報連絡体制等について、事前に関係機関と十分に検討しておく。

第2 救助、救急用装備・資器材の調達

1 救助、救急用装備・資器材の調達

- (1) 初期における救助、救急用装備・資器材の運用については、原則として各関係機関においてそれぞれ整備・保有しているものを活用する。
- (2) 救助、救急用装備・資器材等に不足を生じた場合は、その他関係機関が保有するもの又は民間業者からの借入れ等を図り、救助活動に万全を期する。
- (3) 倒壊家屋等からの救出に必要な重機等について、あらかじめ定めた協定等にもとづき民間業者から調達する。
- (4) 搬送する重傷者が多数で、消防団、医療救護班等の車両が不足する場合は、住民及び自主防災組織の協力を得て、民間の車両を確保する。

第10節 交通確保・規制

【関係機関：鹿児島海上保安部・鹿児島中央警察署】

【十島村：土木交通課】

災害時には、道路、橋梁等の交通施設に被害が発生するとともに、緊急車両や一般車両の流入による交通渋滞が発生し緊急輸送等の支障が予想される。また、海上においても航路障害等の発生による海上輸送への支障が予想される。

このため、迅速かつ適切に交通規制や応急復旧を実施し、緊急輸送等のための交通を確保する。

第1 交通施設対策

1 被害状況の把握

道路や橋梁のパトロールを強化し、被害状況の早期発見に努める。

《 パトロール時の留意点 》

- ア 法面の土砂や樹木の崩落状況
- イ 側溝等の流水状況
- ウ 橋梁の滞留物の状況
- エ 道路占有物（水道、電力施設等）の被害状況
- オ 応急復旧に必要な資機材の判断

2 交通の確保

災害応急対策用資機材や物資、要員の輸送等を迅速に行うため、災害現場や避難所に通ずる道路の確保に努める。この場合、緊急交通路等から優先的に応急復旧を実施する。

《 交通の確保対策 》

- ア 障害物の除去
- イ 被災箇所の応急復旧
- ウ 迂回路の確保

3 緊急輸送対策の実施

(1) 通行可能路線の確認

交通の確保や緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行う。

(2) 緊急通行車両の確認

災害発生後、特に初期には、使用可能な交通及び輸送ルートを緊急輸送のために確保する必要があり、交通規制に対応した緊急通行車両の確認等の措置をとる。

事前に緊急通行車両の確認申請を受けた車両について、災害発生時、必要に応じて県又は県公安委員会から緊急通行車両証明書及び標章の交付を受ける。

(3) 応急復旧実施

緊急輸送道路や迂回路がなく孤立する路線等、順次優先度を考慮して応急復旧のための集中的な人員、資機材の投入を図る。

第11節 緊急輸送

【関係機関：自衛隊・鹿児島海上保安部・十島村漁業協同組合・十島村】

災害時には、避難及び救出、救助を実施するために必要な人員及び物資の輸送を迅速かつ確実に行うことが必要である。

このため、迅速に輸送経路や輸送手段等を確保し、緊急度、重要度を考慮した緊急輸送を実施する。

第1 緊急輸送の実施

1 緊急輸送の実施責任者

輸送対象	実施責任者	輸送にあたっての配慮事項
被災者の輸送	村長	(1) 人命の安全 (2) 被害の拡大防止 (3) 災害応急対策の円滑な実施
災害応急対策及び災害救助を実施する必要な人員及び物資の輸送	災害応急対策を実施すべき責任を有する機関の長	

2 緊急輸送の対象

被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、必要な輸送対象を優先的に緊急輸送する。

段階	輸送対象
第1段階 (警戒避難期)	(1) 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資 (2) 消防、水防活動等災害拡大防止のための人員、物資 (3) 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員、物資等 (4) 後方医療機関へ搬送する負傷者等 (5) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
第2段階 (事態安定期)	(1) 上記第1段階の続行 (2) 食料、水等生命の維持に必要な物資 (3) 傷病者及び被災者の被災地以外への輸送 (4) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
第3段階 (復旧期)	(1) 上記第2段階の続行 (2) 災害復旧に必要な人員及び物資 (3) 生活必需品

第2 緊急輸送手段等の確保

1 緊急輸送手段

緊急輸送は、次の手段のうちもっとも適切なものによる。

輸送手段	輸 送 力 の 確 保 等	関 係 連 絡 先
自動車	<p>(1) 確保順位</p> <p>ア 応急対策実施機関所有の車両等</p> <p>イ 公共的団体の車両等</p> <p>ウ 貨物自動車運送事業者等の営業用車両</p> <p>エ その他の自家用車両等</p> <p>(2) 貨物自動車運送事業者等の営業用車両 災害応急対策実施機関所有の車両及び公共的団体の車両等で不足を生ずるときは、貨物自動車運送事業者の保有する営業用車両等の応援を要請する。</p>	<p>協力先 物資輸送 県トラック協会 (電話099-261-1167)</p>
船舶等	<p>(1) 県有船舶等の活用 海上輸送を必要とするときは、県有船舶の活用を要請する。また、必要に応じて漁船の活用について関係漁業協同組合に対し、要請する。</p> <p>(2) 民間船舶等の活用 災害救助又は陸上交通途絶等によって海上輸送を必要とするときは、九州運輸局鹿児島運輸支局に応援要請する。 また、荷役業者の必要なとき同支局は荷役業者あつせんも併せて行う。</p> <p>(3) 海上保安部所属の船舶の活用 村及び防災関係機関は、緊急に海上輸送を必要とするとき、又は(1)、(2)による輸送が困難であるときは、輸送条件を明示し鹿児島海上保安部に巡視船艇による輸送を要請するものとする。</p> <p>(4) 自衛隊所属船舶の活用 (1)、(2)、(3)以外にさらに輸送手段として必要な場合は、県に關係自衛隊に船舶の派遣を要請するものとする。</p> <p>(5) 県警本部警備艇さくらじま</p>	<p>九州運輸局 鹿児島運輸支局監理課 (電話099-222-5660)</p> <p>十島村漁業協同組合 (電話099-224-9768)</p> <p>鹿児島海上保安部 (電話099-222-6681)</p> <p>第1章 第5節「自衛隊の災害派遣体制」参照。</p> <p>生活安全部地域課 (099-206-0110)</p>

輸送手段	輸 送 力 の 確 保 等	関 係 連 絡 先
航空機	(1) 村長は、一般交通途絶等に伴い緊急に航空機による輸送が必要なときは、危機管理局危機管理防災課（電話 099-286-2256）に輸送条件を明示して航空機輸送の要請をする。 (2) 県は直ちに自衛隊及び海上保安本部の機関に航空機の出動、派遣を要請する。	第十管区海上保安本部 （電話099-250-9801） 第1章 第5節「自衛隊の災害派遣体制」参照。

2 輸送条件

村長は、車両、船舶等の調達を必要とするときは、次の事項を明示して要請する。

(1) 輸送を必要とする人員又は物資の品名、数量（重量を含む）
(2) 輸送を必要とする区間
(3) 輸送の予定日時
(4) その他必要な事項

3 費用の基準及び支払い

輸送業者による輸送あるいは車両等の借上げは、国土交通省の認可及び届出を受けている料金による。なお、自家用車の借上げについては、借上げ謝金（運転手付等）として輸送実費を下らない範囲内で所有者と応急対策実施機関との協議によって定める。ただし、官公署及び公共的機関所有の車両使用については、燃料費相当（運転手雇い上げのときは賃金）程度の費用とする、輸送費あるいは借上げ料の請求にあたっては、債権者は輸送明細書を請求書に添付して要請機関の長に提出するものとする。

第3 輸送施設・集積拠点等の確保

輸送施設の被害状況を速やかに把握し、防災関係機関が迅速かつ効果的に緊急輸送活動を行うために、最も適当な輸送施設を選定し確保する。

輸送施設	輸 送 施 設 の 内 容
緊急輸送道路（緊急輸送道路ネットワーク計画）	(1) 第一次緊急輸送道路 一般国道等（原則、国県道）で構成する緊急輸送の骨格をなす広域的なネットワークで、地方生活圏の中心役場及び重要港湾等を連絡する道路 (2) 第二次緊急輸送道路 第一次緊急輸送道路と村役場等の地域防災計画に位置づけのある緊急輸送に係る拠点等を連絡する道路（原則、国県道） (3) 第三次緊急輸送道路 第一次及び第二次緊急輸送道路と村役場等の地域防災計画に位置づけのある緊急輸送に係る拠点の連絡を補完する道路
港湾・漁港	西之浜漁港、中之島港、切石港、元浦港、南之浜港、東之浜港、やすら浜港、小宝島港、城之前漁港、宝島港、前籠漁港
臨時ヘリポート等	口之島小中学校、口之島ヘリポート、中之島ヘリポート、中之島椎崎ヘリポート、十島村総合運動公園、諏訪之瀬島飛行場、平島へ

輸送施設	輸 送 施 設 の 内 容
	リポート、悪石島ヘリポート、悪石島湯泊温泉公園、小宝島ヘリポート、宝島ヘリポート

第12節 緊急医療

【関係機関：鹿児島県】

【十 島 村：住民課・総務課・消防団】

災害時には、多数の負傷者が発生し、また、医療機関自体も被害を受け混乱が予想される中で、救命処置、後方搬送等の医療活動が必要となる。また、傷病者が多数発生した場合は、災害の状況等を判断し、安全かつ活動簡易な場所に現場救護所を設置する。

このため、医療救護班により緊急医療を実施するとともに、後方医療機関等への後方搬送を迅速に行う。

第1 緊急医療の実施

1 DMAT

(1) DMATの活動内容

自然災害や大規模な交通事故等の発生時に、災害現場等で急性期（発災後、おおむね48時間以内）に災害現場での緊急治療、災害現場から医療機関への患者搬送時の診療、被災地内の災害拠点病院等での診療、広域医療搬送時の診療等を行う。

(2) DMATの出動

ア 知事による出動要請

知事は、DMATの派遣要請基準に照らし、DMATの派遣が必要と判断するときは、DMAT指定病院にDMATの出動を要請する。

(3) DMATの構成と所在地

ア DMATの構成

DMATは、おおむね1チームにつき医師1名、看護師3名及び業務調整員1名の隊員で構成する。

イ DMATの所在地

DMATの所在地は、次のとおりとする。

施設名	所在地	電話番号	チーム数
鹿児島市立病院	鹿児島市上荒田町 37-1	099-230-7000	3
鹿児島赤十字病院	鹿児島市平川町 2525	099-261-2111	2
鹿児島市医師会病院	鹿児島市鴨池新町 7-1	099-254-1125	2
鹿児島大学病院	鹿児島市桜ヶ丘 8-35-1	099-275-5111	2
鹿児島徳洲会病院	鹿児島市下荒田 3-8-1	099-250-1110	2
米盛病院	鹿児島市与次郎 1-7-1	099-230-0100	2
県立大島病院	奄美市名瀬新真名津町 18-1	0997-52-3611	2
県立南薩病院	南さつま市加世田高橋 1968-4	0993-53-5300	2
済生会川内病院	薩摩川内市原田町 2-46	0996-23-5221	1

施設名	所在地	電話番号	チーム数
出水総合医療センター	出水市明神町 520	0996-67-1611	1
県立北薩病院	伊佐市大口宮人 502-4	0995-22-8511	2
霧島市立医師会医療センター	霧島市隼人町松永 3320	0995-42-1171	2
曾於医師会立病院	曾於市大隅町月野 894	0994-82-4888	1
県民健康プラザ鹿屋医療センター	鹿屋市札元 1-8-8	0994-42-5701	2
種子島医療センター	西之表市西之表 7463	0997-22-0960	2

2 医療救護班の出動要請

(1) 村による出動要請

村長は、必要に応じて鹿児島県医師会等へ医療救護班の協力要請を行う。

ア 医療・助産の実施に必要な医薬品及び衛生材料等が不足する場合は、住民課において調達及び調整するものとする。

(2) 県による出動要請

県は、必要に応じて県救護班の出動を命じ、国公立・公的医療機関、日赤県支部、県医師会、県歯科医師会にそれぞれの医療救護班の出動を要請する。

3 医療救護班の編成

(1) 医療救護班の設置

医療救護については、鹿児島県医師会が村内医療機関と協議により医療部隊を編成して行う。

医療部隊の編成は災害の規模により適宜定める。

4 初動体制の確立

(1) 初動体制の確立

医療救護班は、被災現場において迅速な救護活動を行うため、迅速に地域の医療機関と連携し、医療関係者、施設の確保、搬送収容体制、支援体制を確立する。

救護班は、必要に応じて医療救護班の支援を行うものとする。

ア 医療機関への要請

イ 医療施設への受入れ体制の確保

ウ 搬送体制の確保

エ 広域支援要請

(2) 応援要請

村長は、災害の通報連絡を受けたときは、直ちにその規模、内容等を検討し、鹿児島県（日赤鹿児島県支部、鹿児島県医師会）へ県の医務班の出動を要請する。

第2 後方搬送の実施

1 負傷者の収容施設の確保

救護のための収容を必要とする場合は、おおむね次の診療所に収容し、当該機関が収容できない場合又は近くでない場合は、医師会の協力を求め、状況により航空機等による移送を行う。

名称	所在地	電話
十島村立口之島へき地診療所	鹿児島郡十島村大字口之島146番地	09912-2-2402
〃 中之島 〃	〃 中之島133	09912-2-2103
〃 平島 〃	〃 平島97	09912-2-2010
〃 諏訪之瀬島 〃	〃 諏訪之瀬島265	09912-2-2359
〃 悪石島 〃	〃 悪石島33番地1	09912-3-2103
〃 宝島 〃	〃 宝島1番地	09912-4-2006
〃 小宝島 〃	〃 小宝島3番地4	09912-4-2101

2 負傷者の後方搬送

応急手当の後、入院治療や高度医療を要する負傷者の上記1の施設等への後方搬送について、村及び関係機関は以下の情報を収集し連携をとり迅速に実施する。

- (1) 収容施設の被災状況の有無、程度
- (2) 収容施設までの交通状況、道路状況（緊急輸送道路の状況）、ヘリポートの状況等、また、搬送能力が不足する場合は、消防団員、自主防災組織等に医療機関への自主的な搬送協力を求めるなど、関係機関との連携を密にし、効率的な活動を行う。

3 輸送車両等の確保

輸送に必要な救急車として、出張所に配備してある車両を使用し、船艇、航空機等については関係機関と協議して定めたものを使用する。

4 トリアージの実施

多数の負傷者が発生している災害現場においては、救護活動を効率的に実施するために、負傷者の傷病程度を選別し、救命処置の必要な負傷者を優先して搬送する必要がある、そのためには傷病程度の識別を行うトリアージ・タッグを活用した救護活動を実施する。

第13節 要配慮者への緊急支援

【関係機関：社会福祉施設管理者】

【十島村：住民課・教育総務課・総務課】

災害時には、高齢者や乳幼児、障害者等の「要配慮者」が迅速・的確な避難等の行動がとりにくく、被災しやすいことから、地域ぐるみの支援が必要である。

このため、要配慮者に対し、避難誘導や情報の提供等必要な支援を適切に行う。

第1 要配慮者に対する対策

災害発生時には、平常時から福祉サービスの提供を受けている者に加え、災害を契機に新たに要配慮者となる者が発生することから、これら要配慮者に対し、時間の経過に沿って、各段階におけるニーズに合わせ、的確なサービスの提供等を行っていくことが重要である。

このため、村は以下の点に留意しながら要配慮者対策を実施する。

1 要配慮者対策

- (1) 要配慮者を発見した場合には、当該要配慮者の同意を得て、必要に応じ以下の措置をとる。
 - ア 地域住民等と協力して避難場所や避難所へ移送する。
 - イ 社会福祉施設等への緊急入所を行う。
 - ウ 居宅における生活が可能な場合にあつては、在宅福祉ニーズの把握を行う。
- (2) 要配慮者に対するホームヘルパー、手話通訳者の派遣、補装具の提供等を遅くとも発災1週間を目処に組織的・継続的に開始できるようにするため、発災後2～3日目から、全ての避難所を対象として要配慮者の把握調査を開始する。

2 入所者・利用者の安全確保

- (1) 各社会福祉施設等の管理者は、あらかじめ定めた避難誘導方法に従い、速やかに入所者・利用者の安全を確保する。
- (2) 施設機能を低下させない範囲内で援護の必要性の高い被災者を優先的に被災地に隣接する地域の社会福祉施設に措置する。

3 県への応援要請等

- (1) 各社会福祉施設等の管理者は、日常生活用品及びマンパワーの不足数について、県へほかの施設からの応援の斡旋を要請する。
- (2) 各社会福祉施設等は、それぞれの施設で保有している資機材を相互に活用することにより、被災地の支援を行う。

4 村の支援活動

- (1) ライフラインの復旧について、優先的な対応が行われるように事業者へ要請する。
- (2) ライフラインの復旧までの間、飲料水、食糧等の確保のための措置を講ずる。
- (3) ボランティアへの情報提供等を含めマンパワーを確保する。

5 村が実施する対策

避難所や在宅の一般の要配慮者対策に加え、以下の点に留意しながら高齢者及び障害者に係る対策を実施する。

- (1) 村は、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用するとともに、高齢者及び障害者を対象とした「各地区

の見守りネットワーク支援制度」を基に作成された対象者リストを活用し、地域の自主防災組織、消防団や民生委員等の協力のもと、速やかに安否確認を行い、避難所への速やかな避難誘導を行う。

- (2) 被災した高齢者及び障害者の迅速な把握を行う。
- (3) 掲示板、広報紙、インターネットのホームページ・メール、ファクシミリ等を活用し、また、報道機関の協力のもとに、新聞、ラジオ、テレビの文字放送、データ放送や手話つきテレビ放送、ワンセグ放送等を利用することにより、被災した高齢者及び障害者に対して、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供を行う。
- (4) 避難所等において、被災した高齢者及び障害者の生活に必要な車いす、障害者用携帯便器、おむつ等の物資やガイドヘルパー、手話通訳者等のニーズを把握する相談体制を設けるとともに、それらの物資の調達及び人材の派遣を迅速に行う。
- (5) 避難所や在宅の高齢者及び障害者に対しニーズ調査を行い、ホームヘルパーの派遣や福祉避難所、社会福祉施設への緊急入所等必要な措置を講じる。

6 要保護児童の把握等

次の方法等により、被災による孤児、遺児等の要保護児童の発見、把握及び援護を行う。

- (1) 避難所の責任者等を通じ、避難所における児童福祉施設からの避難児童、保護者の疾患等により発生する要保護児童の実態を把握し、通報がなされる措置を講ずる。
- (2) 住民基本台帳による犠牲者の承認、災害による死亡者に係る義援金の受給者名簿及び住民からの通報等を活用し、孤児、遺児を速やかに発見するとともに、その実態把握を行う。
- (3) 避難児童及び孤児、遺児等の要保護児童の実態を把握し、その情報を、親族等に提供する。

7 児童の保護等のための情報伝達

被災者に対し、掲示板、広報紙等の活用、報道機関の協力、ネットワーク・サービスの活用により、要保護児童を発見した際の保護及び児童相談所等に対する通報への協力を呼びかけるとともに、利用可能な児童福祉サービスの状況、児童福祉施設の被災状況及び復旧状況等についての的確な情報提供を行う。

8 観光客の安全確保

民宿等の観光施設管理者は、災害時には的確に観光客の避難誘導を行い、安全確保に努める。

また、村（消防団を含む）は、道路損壊等により孤立した観光客等の救出、移送活動について、関係機関と連携を図り迅速かつ的確に行う。

第3章 事態安定期の応急対策

風水害等の発生後、状況がある程度落ちついてくる事態安定期においては、民生安定に関する避難所の運営、食料、水、生活必需品の供給、或いはごみ処理等の対策を効果的に実施する必要がある。

また、大規模災害においては、長期化が想定される避難生活を短縮するため、広域応援協定の締結や応急仮設住宅の円滑な提供などに努める必要がある。

本章では、このような事態安定期の応急対策について定める。

第1節 避難所の運営

【十 島 村：住民課・教育総務課・総務課】

災害時には、ライフラインの途絶や住居の倒壊及び焼失等により多数の避難者の発生が予想される。このため、避難所を開設し、これらの避難者を収容するとともに、適切な管理運営を実施する。

第1 避難所の開設等

1 避難所の開設

- (1) 避難所を開設したときは、開設の日時、場所、避難者の数及び開設予定期間等を速やかに所定の様式により、県(健康医療福祉課)及び地元警察署、消防署等関係機関に連絡する。
- (2) 避難所を開設した場合は、管理責任者を置く。
- (3) 避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、知事の事前承認(内閣総理大臣の承認を含む。)を受ける。
- (4) 避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として開設しないものとする。
- (5) 避難所が不足する場合には、一時的に被災者を受け入れるため、野外に受入れ施設を開設する。なお、野外に受入れ施設を開設した場合のくらし保健福祉部及び関係機関への連絡並びに管理責任者の設置については、避難所の開設と同様とする。
- (6) 野外受入れ施設の開設に必要な資材が不足するときは、健康医療福祉課に調達を依頼する。
- (7) 野外受入れ施設は、一時的な施設であり、その開設期間は、原則として避難所が増設されるまでの間又は応急仮設住宅が建設されるまでの間とする。

2 二次避難所(福祉避難所等)の開設

- (1) 自宅や避難所で生活している高齢者や障害者等に対し、状況に応じ、介護など必要なサービスを提供するため、社会福祉施設等の二次避難所(福祉避難所等)に収容する。
- (2) 二次避難所(福祉避難所等)を開設したときは、開設の日時、場所、避難者の数及び開設予定期間等を、速やかに所定の様式により、県(健康医療福祉課)及び地元警察署、消防署等関係機関に連絡する。

第2 避難所の運営管理

1 避難所の運営管理

- (1) 村の避難所の受入れについては、可能な限り町内会又は自治会単位に避難者の集団を編成し、自主防災組織等と連携して班を編成の上、受け入れる。その際、それぞれの避難所に収容されている避難者の情報及び避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の早期把握に努め、県(健康医療福祉課)への報告を行う。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について村に提供する。
- (2) 避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等について、避難者、住民、自主防災組織等の協力を得られるよう努めるとともに、必要に応じて防災関係機関、NPO法人やボランティアの協力を得て、適切な運営管理に努める。
- (3) 避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自主的な組織が主体的に関与する運営に移行できるよう、その立ち上げを支援する。
- (4) 避難所に避難した被災者に対し、正確かつ迅速な情報提供を行うため、テレビ・ラジオ等の設置、臨時広報誌の発行、インターネット、ファクシミリ等の整備に努める。
- (5) 避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。
- (6) 避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。また、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。
- (7) 多様な主体と連携し、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。
- (8) 学校は、避難所の管理運営について、協力・援助を行う。

- (9) 避難所に指定されている学校の校長は、市町村職員との役割分担について協議し、教職員の役割分担、初動体制等を確立する。

第3 広域的避難収容・移送

村は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定の締結や、被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、発生時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

1 広域的避難収容・移送

- (1) 村は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、被災市町村の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県(危機管理課)に対し当該他の都道府県との協議を求める。
- (2) 広域一時滞在を要請した市町村長は、所属職員の中から移送先における避難所管理者を定め、移送先の市町村に派遣するとともに、移送にあたっては引率者を添乗させる。
- (3) 移送された被災者の避難所の運営は移送元の市町村が行い、被災者を受け入れた市町村は運営に協力する。
- (4) その他、必要事項については市町村地域防災計画に定めておくとともに、避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

第2節 食料の供給

【十 島 村：住民課・総務課】

災害時には、住居の倒壊や焼失及びライフラインの途絶等により、食事の確保が困難な状況となり、一部では、その状態が長期化するおそれがある。

このため、迅速に食料を調達し、被災者に供給する。

第1 食糧の調達・供給

災害時におけるり災者及び災害応急対策員等に対する食糧の調達、供給は、村長が行う。

1 乾パン・乾燥米飯の調達方法

- (1) 村長は、災害時における乾パン・乾燥米飯の給食を実施しようとするときは、知事(県社会福祉課)に対し、乾パンの所要数量を報告し、調達するものとする。
- (2) 知事への報告は原則として文書によるが、緊急の場合は電話で行うものとする。

2 米穀の調達

災害時における米穀の調達の取扱いについては、政府(農林水産省)の定める手続に基づき処理する。

特に、災害用としての備蓄でなく、常時一般主食用として在庫する米穀販売事業者の手持米、政府所有米穀を所定の手続きにより、災害用として転用充当する。

(1) 米穀取扱業者の手持米を調達する場合

村長は、知事に所要数量を報告し、知事の指定する米穀販売事業者から現金で、米穀を買い取り調達する。

(2) 政府所有米穀を調達する場合

災害救助法が適用されて、災害の状況により、前記(1)の方法で調達不可能の場合、知事は農林水産省生産局農産部貿易業務課に対し、政府所有米穀の引渡しを要請し、被災した村は受託事業者から引渡しを受ける。

第2 食料の供給

1 村における食料供給の手段・方法

(1) 被災者及び災害救助従事者に対する炊き出しその他の方法により、給食又は食料の供給を行う。

(2) 米穀の供給機能が混乱し、通常の供給が不可能となった場合、県の指定を受けて、被害を受けない住民に対しても米穀、乾パン及び麦製品等の供給を行う。

(3) 米穀(米飯を含む)、乾パン及び食パン等の主食のほか、必要に応じて漬物及び野菜等の副食、味噌、醤油及び食塩等の調味料についても供給するよう配慮する。

なお、乳児に対する供給は、原則として調整粉乳とする。

(4) 炊き出し及び食料の配分について、あらかじめ炊き出し等の実施場所として、避難所のほか適当な場所を定めておき、災害時に必要に応じ、迅速に炊き出しを実施する。

(5) 村が多大な被害を受けたことにより、村において炊き出し等の実施が困難と認めるときは、県に炊き出し等について協力を要請する。

(6) 炊き出し、食料の配分及びその他食料の供給を実施したとき(県の協力を得て実施した場合も含む)は、実施状況を速やかに県に報告する。

2 食料基準

1人当たりの配給量

品目	基準	
米穀	被災者1食当たり精米200グラム以内 応急供給受給者1人1日あたり精米400グラム以内 災害救助従事者 1食当たり精米300グラム以内	
乾パン	1食当たり	1包(100グラム入り)
食パン	1食当たり	185グラム以内
調整粉乳	乳児1日当たり	200グラム以内

3 給与対象者

- (1) 避難所に収容された者
- (2) 住家の被害(全焼、全壊、半壊、流出又は床上浸水等)により炊事ができない者
- (3) 旅行者等であって食糧の持ち合わせがなく調達できない者
- (4) 被害を受け一時縁故先等に避難する者で食糧を喪失し持ち合わせのない者
- (5) その他、村長が供給の必要を認めた者

4 食糧の輸送

(1) 村による輸送

村が調達した食料の村集積地までの輸送及び村内における食糧の移動は、村長が行う。

(2) 自衛隊等への輸送要請

交通途絶等により、緊急の用に間に合わないおそれのある場合は、知事は自衛隊法第83条の規定に基づき、自衛隊に災害地までの運送を要請し、要請を受けた自衛隊は輸送を担当することができる。

5 食料集積地の指定及び管理

- (1) 災害が発生した場合において、知事が必要と認めたときは広域の集積拠点を設け、県で調達した食料の集配中継地とする。
- (2) 村は、あらかじめ食料の集積地を定め、調達した食料の集配拠点とする。
- (3) 食料の集積を行う場合は、集積地ごとに管理責任者及び警備員を配置し、食料管理の万全を期するものとする。

第3節 給水

【十 島 村：土木交通課・住民課・総務課】

災害時には、水道施設が被災し、復旧までの間、飲料水等の確保が困難となるほか、医療機関等では、緊急医療に必要な水の確保が重要となる。

また、多数の避難者が予想され、避難所での応急給水の需要が高まる。このため、緊急度、重要度を考慮した応急給水体制をとるとともに、早急に給水手段を確保し、被災者に給水する。

第1 被災者への給水

- 1 村は、次の情報を収集し、被災者に対する応急給水の必要性を判断する。
 - (1) 被災者や避難所の状況
 - (2) 診療所、社会福祉施設等の状況
 - (3) 断水区域及び断水人口の状況
 - (4) 原水、浄水等の水質状況

- 2 水道施設の被災状況や配水池等における水の確保量を把握し、運搬給水、拠点給水、仮設給水から最も適切な給水方法を採用して給水活動を実施する。
- 3 給水場所、給水方法、給水時間等について、防災行政無線等を用いてきめ細かく住民に広報する。
- 4 医療機関、社会福祉施設については、別に活動班を編成するなどして、迅速・的確な対応を図る。
- 5 NPO法人やボランティア団体等と連携し、自力で給水を受けることが困難な要配慮者を支援する。
- 6 被災地における応急給水の目標水量は、被災直後は生命維持のため1人1日3リットル以上とする。但し、被災状況や復旧状況により適宜増加する。
- 7 激甚災害等のため本村だけで応急給水が実施困難の場合には、近隣市町村や県及び関係機関へ応援を要請する。

第2 応急給水の方法

給水方法	内容
浄・給水場等での拠点給水	住民が容易に給水を受けられる仮設給水栓を設置する。
給水車、給水タンク、ポリ容器等での運搬給水	(1) 避難所等への応急給水は、村が実施するが、実施が困難な場合は、応援要請等により行う。 (2) 医療機関、福祉施設及び救護所等への給水については、他に優先して給水車等で行う。
仮設配管、仮設給水栓等を設置しての応急給水	(1) 配水管の通水状況を調査し、使用可能な消火栓等あるいは、応急復旧により使用可能となった消火栓等に仮設給水栓を接続して応急給水を行う。 (2) 復旧に長期間を要する断水地域に対しては、状況に応じて、仮設配管及び、仮設給水栓を設置して応急給水を行う。
ミネラルウォーター製造業者等との協力	水道施設により十分な飲料水が確保できない場合には、管内のミネラルウォーター製造業者に協力依頼を行う。

第4節 生活必需品の給与

【十島村：住民課】

災害時には、住居の倒壊や焼失及び浸水等により、寝具その他生活必需品等を喪失する被災者が多数発生し、一部では避難生活の長期化が予想され、特に冬期においては、防寒具や布団等の早急な給与が必要である。

このため、迅速に生活必需品を調達し、被災者に給与する。

第1 生活必需品の調達

1 備蓄物資の調達

災害救助法が適用された場合等は県が、その他の場合は村において、備蓄物資を調達する。また、日本赤十字社県支部も保管物資を放出する。

(1) 県の備蓄状況

ア 備蓄場所

始良市平松 6252

鹿児島県防災研修センター

イ 備蓄内容

災害救助法による物資

品名	数量
アルファ米	24,000 食
保存水 (500ml)	16,000 本
毛布	1,584 枚
タオル	5,800 枚
大人用紙オムツ	1,480 枚
ブルーシート	100 枚

(2) 日本赤十字社の備蓄状況

ア 備蓄場所

鹿児島市鴨池町 1-5 日本赤十字社 鹿児島支部

イ 備蓄内容

災害救助法による物資

品名	数量
毛布	2,086 枚
緊急セット	445 個
見舞品セット	5 個
タオルケット	2,294 枚
ブルーシート	764 枚

(3) 村の備蓄状況

島名	場所	軽量畳	マット	毛布
口之島	備蓄倉庫	10	140	140
中之島	開発センター		170	170
諏訪之瀬島	住民センター	10	80	80
平島	コミュニティセンター		80	80
悪石島	備蓄倉庫	40	80	80
小宝島	住民センター		70	70
宝島	コミュニティセンター		140	140
合計		60	760	760

備蓄場所を定め、毛布、タオル、日用品の備蓄に努めるものとする。

第2 生活必需品の給与

1 給与又は貸与の対象者

災害により住家が全半壊（焼）、流失及び埋没等により、生活上必要な家財等がそう失又はき損し、日常生活を営むことが困難な者に対して行うものとする。

2 生活必需品の給与

生活必需品の給与は、以下のとおりである。

(1) 村は、次の情報を収集し、被災者に対する給与の必要品目及び必要量の判断をする。

ア 被災者や避難所の状況

イ 医療機関、社会福祉施設の被災状況

(2) 被服、寝具、その他生活必需品物資を、備蓄物資又は流通在庫から調達確保し給与を実施する。

(3) 自力で生活必需品を受け取ることが困難な要配慮者を支援するため、及び被災者が多数発生した場合、NPO法人やボランティア等との連携を可能な限り図る。

(4) 激甚災害等のため本村だけで実施困難の場合には、県、他市町村及び関係機関へ応援要請する。

3 災害救助法による基準

災害救助法による基準は、第3部第1章第3節「災害救助法の適用及び運用」を参照。

4 生活必需品の配給方法

(1) 配給の実施

物資の給与又は貸与は、職員及び自治会長等の協力を得て迅速、かつ的確に実施する。

また、自力で生活必需品を受けることが困難な要配慮者を支援するため、及び被災者が多数発生した場合、ボランティアとの連携を可能な限り図るものとする。

(2) 自治会長を通じて、自治会又はボランティアの協力を得て分配する。

(3) 配給等に関する広報

被災状況に応じて、どのような物資が必要であるかを調べ、必要な品目を広報して供給を促す。また、配給(場所、時間、方法)等に関する広報を併せて行う。

第5節 保健対策

【十島村：住民課】

要配慮者に限らず、被災者の心身の健康確保が特に重要なため、避難所・応急仮設住宅・自宅等で次のような健康相談等を行う。特に要配慮者に対しては十分に配慮する。

第1 巡回相談・栄養指導

被災地や避難所において生活環境の激変に対し、被災者が心身双方の健康に不調をきたす可能性が高いことから、被災者の健康管理等を行う。

- 1 必要に応じて避難所に救護所を設ける。
- 2 保健師等による巡回相談を行う。
- 3 管理栄養士による巡回栄養相談、炊き出しに対する栄養指導、栄養食生活支援を行う。

第2 心のケア

被災したショックや長期にわたる避難生活などによるストレスは、しばしば心身の健康に障害を生じさせるため、被災者に対する心のケアを実施する必要がある。

第3 訪問指導

一部の人は、被災してから時間が経過しても、こころやからだの不調が長引くことがあるため、特にケアが必要であると判断した被災者には、引き続き訪問指導を実施する。

第6節 感染症予防対策

【十島村：住民課】

災害時には、建物の倒壊や焼失及び水害等により多量のごみ・がれきの発生とともに、不衛生な状態から感染症や食中毒等の発生が予想される。特に、多数の被災者が収容される避難所等において、その早急な防止対策の実施が必要である。

このため、感染症予防に関し、適切な処置を行う。

第1 感染症予防対策

1 感染症予防対策の実施

村長は、知事の指示、命令にしたがって応急感染症予防に関する計画の樹立と感染症予防上必要な措置を行う。

(1) 感染症予防措置の地域指定は、県が村又はその一部の地域を定める場合の基準は次のとおりである。

ア	村又はその一部の地域の被害率が10%を超える場合
イ	村又はその一部の地域の被害率が5%以上、10%未満で、その被害が集約的かつ甚大である場合
ウ	村又はその一部の地域の被害率が5%未満で役場等を含む中心部が壊滅的な被害を受け、村の機能が著しく阻害された場合
エ	相当の震災、火災のあった場合
	【被害率】
	全半壊（焼）流失及び床上漫水の戸数の合計に床下浸水の戸数の5分の1を加えた数を総戸数で除したパーセントをいう。

2 感染症予防業務の実施

村における感染症予防業務	
感染症予防業務	内 容
(1) 消毒	知事の指示に基づき、速やかに消毒を実施するものとする。なお、消毒に要する1戸あたりの使用薬剤の基準は、概ね(別表)のとおりである。
(2) ねずみ族、昆虫等の駆除	知事が定めた地域内で、知事の指示に基づき、ねずみ族、昆虫等の駆除を実施するものとする。 なお、指定地域全体を通じ必要とする薬剤量は、概ね(別表)の基準により積算した総量とし、り災家屋と無差別に実施することなく、実情に応じ重点的に実施するものとする。
(3) 患者等に対する措置	被災地において、感染症の患者等が発生したときは感染症予防医療法に基づいた対策をとる。
(4) 家用水の供給	知事の指示に基づき、家用水の供給を行うものとする。 家用水の供給方法は、容器による搬送、ろ水器によるろ過給水等現地の実情の応じ適宜な方法によって行うこと。 この際、特に配水器の衛生的処理に留意すること。

<p>(5) 避難所の感染症 予防指導等</p>	<p>避難所は、施設の設備が応急仮設的であり、かつ、多数の避難者を収容するため、衛生状態が悪くなりがちで、感染症発生の原因になることが多いことから、県の指導のもとに感染症予防活動を実施する。</p> <p>この際、施設の管理者を通じて衛生に関する自治組織を編成せしめ、その協力を得て感染症予防の完璧を期するものとする。なお、感染症予防活動の重点的項目は次のとおりとする</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 検病調査の協力 イ 消毒の実施 ウ 集団給食の衛生管理 エ 飲料水の管理 オ その他施設の衛生管理
<p>(6) 予防教育及び広報活動</p>	<p>保健所長の指導のもとにリーフレット、チラシ等の作成あるいは衛生組織その他各種団体を通じて地域住民に対する予防教育を徹底するとともに、広報活動を強力に実施する。</p>

消毒による1戸あたりの使用薬剤の基準

薬剤の種類等 災害の程度	薬 品 名		
	クレゾール (屋内)	普通石灰 (床下、便池及周辺)	クロールカルキ (井戸)
床上浸水 (全壊、半壊流失を含む)	200g	6kg	200g
床下浸水	50g	6kg	200g

ねずみ族、昆虫等の駆除

薬剤の種類等 災害の程度	薬剤別、剤型別の基準数量	
	有機燐剤 (室内、床面、床上)	オルソジクロール ベンゼール剤(便所)
床上浸水 (全壊、半壊流失を含む)	油剤 1戸あたり 2リットル・ 乳剤(20倍液として使用する場合) 1戸あたり 2リットル・ 粉剤 1戸あたり 0.5kg	1戸当たり 40g
床下浸水	油剤 1戸あたり 1リットル・ 乳剤(20倍液として使用する場合) 1戸あたり 1リットル・ 粉剤 1戸あたり 0.5kg	1戸当たり 40g

(薬剤の種類及び剤型は、現地の実情に応じ適宜選択して差し支えない。)

3 避難所の防疫指導

避難所は、多数の者を収容するため衛生状態が悪くなり、感染症発生の原因となることが多いので、次の措置を実施する。

《 避難所における防疫指導 》
(1) 避難所の清掃、消毒方法
(2) 避難者に対する健康調査の実施
(3) 給食従事者に対する健康相談・調査の実施(なるべく専従者とする。)
(4) 配膳時の衛生保持、残渣物、厨芥等の衛生的処理の指導
(5) 飲料水等の水質検査の実施指導(使用の都度消毒)
(6) 避難所における衛生に関する自治組織編成の指導
(7) トイレの清掃
(8) 簡易トイレの設置
(9) 手洗い用水、速乾性手指消毒薬の配布

第2 衛生対策

1 健康診断、臨時予防接種

(1) 健康診断への協力

検病検査の結果、必要があるときは「感染症予防医療法」第17条の規定により知事が行う健康診断に係る勧告に協力する。

(2) 臨時予防接種

予防接種の必要がある場合は、「予防接種法」第6条の規定により臨時予防接種を実施する。

2 入浴サービス及び仮設風呂の設置

災害により家屋の倒壊及びライフラインが寸断し、入浴施設が使用不可能となり、住民生活において衛生及び健康上の問題が発生するおそれがある場合は、入浴サービス及び応急仮設風呂を設置する。

(1) 公衆浴場の斡旋

県及び公衆浴場環境衛生同業組合等を通じて、受入れ体制を協議する。

第7節 動物保護対策

【十 島 村：住民課】

被災した飼養動物の保護収容、避難所等における飼養動物の適正な飼養及び危険な動物の逸走対策について、関係機関と連携し必要な措置を行う。

第1 飼養動物の保護収容

放浪している犬、ねこ等の飼養動物の保護収容については、迅速かつ広域的に対応が求められていることから、村、獣医師会、動物愛護団体、動物愛護ボランティア等と協力し、収容場所を確保し保護収容を実施する。

第2 避難所における適正飼養

避難所等において、動物の飼養者に対して適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生に努める。

また、獣医師会と協力して、獣医師の派遣等を行う。

第3 危険な動物の逸走対策

危険な動物が飼養施設から逸走した場合は、飼養者、警察その他関係機関と連携し、状況把握と必要な措置を講ずる。

第8節 し尿・ごみ・死亡獣畜・障害物の除去対策

【十 島 村：住民課・土木交通課・地域振興課】

災害時には、建物・ブロック塀等の倒壊や火災及び水害等により、大量のごみの発生が予想される。また、上水道施設の被災により水洗トイレ等の使用に支障をきたし、し尿処理の問題が生じる。特に多くの被災者のいる避難所等での仮設トイレ等の早急な設置が必要となる。

このため、し尿・ごみ・死亡獣畜の処理及び障害物の除去に関し、必要な措置を行う。

第1 し尿処理対策

1 し尿の処理方法

災害によるライフラインの被災に伴い、し尿処理が困難となることが想定される。以下に、し尿の処理方法について示す。

- (1) 水を確保する。
- (2) 1の対策と併せ、仮設トイレ等を使用する。なお、貯留したし尿の処理は原則として、し尿処理施設で行うが、やむを得ない場合は、農地還元等環境衛生上支障のない方法により処分する。

2 避難所等のし尿処理

(1) 避難所

発災後、断水した場合には、学校のプール等で確保した水を利用する。また、水洗トイレが不足する場合は想定して、便槽付きの仮設トイレを準備する。

(2) 地域

ライフラインの供給停止により住宅において従前の生活ができなくなった地域においても可能な限り水洗トイレを使用できるようにする。

なお、家庭、事業所では、平素から水の汲み置き等により、断水時における生活用水の確保に努める。便槽付きの仮設トイレ等が使用できる場合には、併せてこれも利用し、地域の衛生環境の活用を図る。

3 仮設トイレ等によるし尿処理

(1) 仮設トイレ等の設置

関係機関は、仮設トイレ等の設置にあたっては、次の事項について配慮する。

ア 設置体制等

仮設トイレ等の設置体制・維持管理方法等を整備する。

イ 高齢者・障害者に対する配慮

仮設トイレの機種選定にあたっては、高齢者・障害者等に配慮したものを考慮する。

ウ 設置場所等の周知

仮設トイレ等の設置にあたって収集可能な場所をあらかじめ選定しておくとともにこれを周知する。

(2) し尿収集・処理計画

ア 仮設トイレ等の設置状況の把握

災害が発生した場合、仮設トイレ等の設置状況を把握し、収集体制を整備する。

イ 収集作業

被害状況、収集場所等の情報を基にして、くみ取りを必要とする仮設トイレ等のし尿を収集し、し尿処理施設に搬入して、し尿の処理、処分を行う。

4 し尿収集の応援体制の確立

(1) 基本方針

し尿の量、し尿処理施設の被害状況等により、本村のみでは、し尿処理が困難と認められる時は広域的な応援の要請を行う。

(2) 実施計画

ア 県が実施する対策

広域的な支援の要請、調整を図るものとし、大規模災害により本村、他市町村のみでは、し尿処理が困難と認められる時は、他の都道府県等に対して支援を要請する。

イ 村が実施する対策

本村の能力のみでは実施困難と認められるときは、知事にあっせんを要請し、被災の軽微な、又は被災をまぬがれた他市町村からの応援を得るなどして収集体制を整備する。

第2 ごみ処理対策

1 ごみの収集、運搬及び処分の方法

(1) 村長は、現有の人員、施設を活用するほか、必要により一般廃棄物収集運搬業者の協力を得て、ごみの収集運搬に努める。

(2) 激甚な災害を受けたとき、本村の能力のみでは実施困難と認められるときは、知事にあっせんを要請し、被災の軽微な、又は被災をまぬがれた他市町村からの応援を得てごみの収集、運搬を実施する。

(3) ごみの収集にあたっては、排出される災害ごみを迅速、計画的に処理するため、ダンプやトラック、タイヤショベル等の重機借上を積極的に行い、車両をできるだけ多く確保するよう努める。

また、ごみは、原則としてごみ焼却場で焼却するが、やむを得ない場合は、仮置場にて保管し、野外での焼却等で適正に処理する。村長は、あらかじめ仮置場の予定場所を定めておく。

第3 死亡獣畜の処理対策

1 処理方法（所轄保健所長の許可を受けて処理する場合）

死亡獣畜の処理は、原則として化製場又は獣畜取扱場で処理するが、やむを得ない場合は、所轄保健所長の指示を受けて処理する。

(1) 埋没

ア 死亡獣畜を運搬するときは、死亡獣畜が露出しないようにし、かつ、汚液が漏出しないようにすること。

イ 死亡獣畜は、速やかに埋却すること。この場合において、地表面から埋却した死亡獣畜までの深さは1メートル以上とし、かつ、地表面に30センチメートル以上の盛土をすること。

ウ 死亡獣畜を埋却する場所には、消毒その他の必要な措置を講ずること。

エ 埋却現場には、その旨を標示すること。

オ 埋却した死亡獣畜は、埋却後1年間は発掘しないこと。ただし、知事の許可を受けた場合は、この限りでない。

(2) 焼却

0. 5メートル以上の穴で実施し、焼却後は土砂で覆うこと。

第4 障害物の除去対策

1 障害物除去の実施者

障害物のうち、住家及びその周辺に流入した障害物の除去について自己の資力では除去できない場合は、村長が行い、公共その他の場所に流入した障害物の除去は、それぞれの管理者が行うものとする。

2 障害物の集積場所の選定

障害物の流入してくるおそれのある箇所（がけ下等）においては、かねてから、付近の適当な場所を選定して必要な措置を講じておくほか、随時災害発生場所の状況により、障害物の種類数量等を考慮して適当な集積場所をその都度選定する。

3 障害物の除去に必要な機械器具及び所要人員の確保

障害物の除去に必要な機械器具及び所要人員の保有に努めるとともに、不足する場合は業者の保有する機械器具及び人員を調達するよう、かねてから十分協議しておく。

4 災害救助法による基準

災害救助法による基準は、第3部第1章第3節「災害救助法の適用及び運用」を参照。

第9節 行方不明者の捜索、遺体の処理等

【関係機関：鹿児島海上保安部・鹿児島中央警察署】

【十 島 村：住民課・総務課・消防団】

災害時の混乱期には、行方不明になっている者（生存推定者、生死不明者、死亡推定者の全て）が多数発生することが予想され、それらの捜索、収容等を早急に実施する必要がある。

このため、迅速かつ的確な行方不明者の捜索を行うとともに、多数の死者が発生した場合は、遺体の処理等を適切に行う。

第1 行方不明者の捜索

1 捜索隊の編成等

(1) 村捜索隊の編成

村においては、鹿児島中央警察署とともに行方不明者の捜索を行うため、村捜索隊を編成する。村捜索隊の編成に際しては、消防団及び住民組織の活用を図る。

(2) 鹿児島海上保安部による捜索

災害時の行方不明者の捜索が海上に及ぶ場合には、所属巡視艇等により捜索を行う。

2 捜索の実施方法等

(1) 捜索の方法

捜索範囲等	捜索の方法
捜索の範囲が広い場合	ア 捜索範囲をよく検討し、これをいくつかの区域に分ける。 イ 捜索部隊にそれぞれの責任区域を持たせる。 ウ 各地区では、合理的、経験的に行方不明者の所在の重点を定め、重点的に行う。
捜索範囲が比較的狭い場合	ア 災害前における当該地域、場所、建物などの正確な位置を確認する。 イ 災害後における地形、建物などの移動変更などの状況を検討する。 ウ り災時刻などから捜索対象の所在を認定し、災害により、それがどのように動いたかを検討し捜索の重点を定め、効果的な捜索に努める。
捜索場所が湖沼の場合	ア 平素の湖沼の実情をよく調査する。 イ 災害時にはどのような状況を呈していたかをよく確認する。 ウ 合理的、経験的に判断して行方不明者がどのような経路で流されるか、移動経路をよく検討し、捜索を行う。

(2) 広報活動

捜索をより効果的に行うため、捜索地域はもちろん、広く関係者の積極的な協力が得られるよう各種の広報を活発に行う。

(3) 装備資材

捜索に使用する車両、舟艇その他の装備資材は、有効適切な活用に努めるとともに、警察、村で所有する車両、舟艇等が不足するときは、関係機関に対し、協力を依頼する。

(4) 必要帳票等の整備

村は、遺体の捜索を実施した場合、次の書類・帳票を整備する。

- ア 救助実施記録日計票
- イ 捜索用機械器具燃料受払簿
- ウ 遺体の捜索状況記録簿
- エ 遺体の捜索用関係支出証拠書類

3 行方不明者発見後の処理

区分	負傷者等	遺 体
第十管区 海上保安本部	村長に引渡す。	刑事訴訟法、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律、海上保安庁死体取扱規則の定めるところにより死体調査及び検視を行い、明らかに災害による死亡と認められるときは、その後、遺族等の引取人又は村長に引渡す。
県警察	医療機関に収容する。	刑事訴訟法、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律、検視規則、死体取扱規則等の定めるところにより、死体調査及び検視を行い、その後、遺族等の引取人又は村長に引渡す。
村	医療機関に収容する。	警察署長又は海上保安部署長に通報し、警察官又は海上保安官による死体調査及び検視を受け、その後、遺族等の引取人への引渡し又は遺体収容所に収容する。

捜索に対しては、負傷者の救護、遺体の検案等が円滑に行われるよう、医療機関との緊密な連絡を保持するものとする。

第2 遺体の収容、処理、埋葬

1 遺体の収容、処理

(1) 死体調査及び検視（以下「検視等」という。）の実施

- ア 警察官及び海上保安官は、遺体を発見し、又は遺体発見の通報を受けた場合は、検視等を行うものとし、あらかじめ、検視等に要する資機材を整備する。
- イ 警察官及び海上保安官は、多数の遺体が発見され、現地での検視が困難である場合は、遺体収容所に搬送し、検視等を行う。この場合において、身分確認作業

等については、必要に応じ、指紋、歯牙、DNA鑑定の科学的根拠に基づいて実施する。

ウ 村捜索隊が自ら発見した遺体も、警察官及び海上保安官による検視等、身元確認作業のため、あらかじめ指定された検視等の遺体処理を行う場所及び遺体収容所へ収容する。

エ 検視等に立ち会う医師については、警察本部及び海上保安本部において、あらかじめ、鹿児島県医師会、鹿児島県歯科医師会、日本法医師学会等と協議し協力を得る。

(2) 遺体の収容

ア 村長は、災害によって多数の死者が発生することを想定し、検視等の遺体処理を行う場所及び遺体収容所をあらかじめ選定する。

イ 検視等の遺体処理を行う場所及び遺体収容所の選定にあたっては、次の事項に留意の上、施設管理者の合意を得て選定する。

(ア) 遺体を公衆の面前にさらさない場所であること。

(イ) 遺体の洗浄、処理等の処理作業に便利であること。

(ウ) 遺体の検視等、身元確認が容易に行える場所であること。

(エ) 遺体の数に相応する施設であること。

(オ) 駐車場があり、長時間使用できること。

ウ 警察官及び海上保安官は、検視等を終えて身元確認できない遺体は全て村長に引き渡す。

村長は、警察官及び海上保安官から、検視等を終えた遺体の引継ぎを受け、身元特定され、引取人である遺族等からの申し出があった場合は速やかに遺体を引き渡し、引取人等のいない遺体については、遺体収容所に収容する。

(3) 遺体の処理

ア 小災害時等で、遺体の状態が比較的正常で、顔貌で身元確認が可能であり、かつ、引取人である遺族等の申し出があった場合は検視等終了後、直ちに遺族等に引渡す。

イ 遺体の識別が困難なとき、伝染病予防上又は災害で遺族等が混乱しているとき等は、必要に応じ遺体の洗浄、医師が実施する縫合、消毒等の処理を実施する。

ウ 遺体の確認及び死因究明のための検視を行う必要があるが、遺体の検視は、原則として第3部第2章第10節「緊急医療」により医療救護班により行う。

ただし、遺体が多数のとき、又は医療救護班が他の業務で多忙なとき等は、県医師会と連携し、一般開業医により行うものとする。

エ 遺体の識別、身元究明等に長日時を要するとき、又は遺体が多数で埋葬に長日時を要する場合等は死体を遺体収容所に一次保存する。

オ 村長は、警察、海上保安庁と共同して、災害による行方不明者の届出受理及び収容された遺体の遺族等による確認、並びに遺族が判明した遺体の引渡しを行う。

なお、遺体の身元確認に関しては、顔貌だけでなく、所持品、検視、検案後に行われる警察による指紋、歯牙、DNA等の鑑定結果等の情報を総合的に判断し、出来る限り科学的な根拠に基づいて特定する。

2 遺体の埋葬等

(1) 遺体の埋葬

ア 身元の判明しない遺体又は遺体の引取人である遺族等が判明していても災害時の混乱で遺体を引き取ることができないもの並びに災害時の混乱の際死亡したもので各種事情により埋葬ができないものに対して埋葬を行う。

イ 埋葬は、混乱期であるので応急的仮葬とし、その土地の事情及びそのときの状況により、火葬又は土葬等の方法により行うものとするが、身元不明あるいは災害時の死亡等でもあり火葬することが望ましい。

(2) 身元不明者の措置

身元不明者の遺体については、埋葬前に身元の判明に必要なすべての資料を保存するようにし、各種広報照会、その他の身元判明の措置を講ずるものとする。

また、その遺骨及び遺留品は遺骨遺留品保管所等に保管する。

(3) 必要帳票等の整理

埋葬等を実施し、又は埋葬等に要する現品若しくは経費を支出した村長は、次の書類・帳簿等を整備、保存しておく。

ア 救助実施記録日計票

イ 埋葬台帳

ウ 埋葬費支出関係証拠書類

3 災害救助法による基準

災害救助法による基準は、第3部第1章第3節「災害救助法の適用及び運用」を参照。

第10節 住宅の供給確保

【関係機関：鹿児島県】

【十島村：地域振興課】

災害時には、住居の浸水、全壊等が多数発生することが予想され、住居を喪失した住民を収容するための応急仮設住宅等の早急な設置が必要である。また、一部損壊の住居も多数発生するので、応急修理をするために必要な資材等の確保が急務である。

このため、応急仮設住宅の建設等、被災者が居住可能な住宅を迅速に確保する。

第1 住宅の確保・修理

1 応急仮設住宅の建設

(1) 実施者

ア 災害により住家が全焼、全壊又は流失し、自己の資力では住家を得ることができない者を収容する応急仮設住宅の建設は、村長が実施する。ただし、災害救助法を適用したときは、知事が行い、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、知事からの通知により村長が行うこととする。また、知事による救助のいとまがないときは知事の補助機関として村長が行うものとする。

イ 本村限りで処理不可能な場合は、他市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

(2) 建設計画

ア 建設の構造及び規模

災害救助法適用に際し設置する応急仮設住宅1戸当たりの規模は29.7平方メートルを標準とし、その構造は木造住宅及び組立式住宅とする。

イ 資材の調達等

(ア) 木造応急仮設住宅

a 木造応急仮設住宅に必要な資材譲渡の要請を鹿児島森林管理署を通じ九州森林管理局に行い、資材の譲渡を受ける。

b 労務資材に関する関係者との協定は知事又は知事から災害救助法による救助に関する事務の一部を行うこととすることの通知を受けた村長が、地域的に災害に応じて締結するものとする。

(イ) 組立式住宅

組立式仮設住宅の提供、建設に関する（社）プレハブ建築協会等と県との協定に基づき、迅速な仮設住宅の確保に努める。

ウ 建設場所

建設候補予定地は、村有空き地を優先し災害ごとにその都度定めるものとする。

(3) 入居者の選定

ア 入居資格

次の各号の全てに該当する者の他、知事が必要と認める者とする。ただし、使用申し込みは一世帯が1か所限りとする。

(ア) 住家が全焼、全壊又は流失した者

(イ) 住居する住家がない者

(ウ) 自ら住家を確保できない者

イ 入居者の募集・選定

(ア) 入居者の募集計画は被災状況に応じて策定し、被災者に対し募集を行う。

(イ) 入居者の選定は、高齢者・障害者・ひとり親世帯等の優先を原則として、生活条件等を考慮して行う。

(4) 応急仮設住宅の管理

ア 応急仮設住宅の管理は、村が行う。

イ 供与できる期間は竣工の日から2年以内とする。

2 住宅の応急修理

(1) 実施者

ア 災害のため住家が、半焼又は半壊し、自己の資力では応急修理をすることができない者に対して、災害救助法を適用したときは、知事が行い、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、知事からの通知により村長が行うこととする。

また、知事による救助のいとまがないときは、知事の補助機関として村長が行うものとする。

イ 本村限りで処理不可能な場合は、他市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

(2) 応急修理計画

ア 資材の調達等

労務資材に関する関係者との協定は知事又は知事から災害救助法による救助に関する事務の一部を行うこととするこの通知を受けた村長が、地域的に災害に応じて締結するものとする。

3 公営住宅等の供与

村は災害発生時において、村営住宅の空き家の確保に努めるとともに、他の地方公共団体に空き家の提供を求め、災害により住家滅失した被災者が公営住宅への入居を希望した場合、公営住宅の入居（公営住宅法第22条第1項に基づく特定入居又は地方自治法第238条の4第4項に基づく目的外使用）について、最大限の配慮を行うものとする。

なお、入居者の選定については、村の定める選定基準を基に、その他の生活条件等を考慮して行うものとする。

4 災害救助法による基準

災害救助法による基準は、第3部第1章第3節「災害救助法の適用及び運用」を参照。

第2 被災宅地危険度判定の実施

宅地災害が発生した場合、速やかに被災状況を把握し、二次災害防止の措置を講じるため、被災地危険度判定士の登録者により、擁壁や斜面の亀裂等の被害状況を迅速かつ的確に調査し、宅地の危険度判定を実施する。

なお、被災状況に応じ、国、県、他の市町村との協議・連携を図りつつ、相互協力・支援を行うものとする。

第11節 文教対策

【十 島 村：教育総務課】

災害時には、多数の児童生徒の被災が予想され、学校施設等も多大な被害を受ける。また、学校施設等は、被災者の避難所として利用される所が多く、一部では長期化することも予想され、その調整も必要である。

このため、応急教育を実施するための教室や教材等を早急に確保する。

第1 応急教育の実施

1 教室等の確保

(1) 施設の応急復旧

被害の程度により、応急処理のできる範囲の場合はできるだけ速やかに修理を行い、施設の確保に努める。

(2) 普通教室の一部が使用不能になった場合

特別教室、屋内体育施設、講堂等を利用する。

(3) 校舎の全部又は大部分が使用不能になった場合

公民館等公共施設又は最寄りの学校の校舎を利用する。

(4) 応急仮校舎の建設

(1)～(3)までにより施設の確保ができない場合は、応急仮校舎の建設を検討する。

2 教職員の確保

(1) 学校内操作

欠員が少数の場合には、学校内において操作する。

(2) 学校外操作

学校内で操作できないときは、村教育総務課の意見を聞き、県教育委員会において教職員の確保の方法を検討する。

(3) 村の地域外操作

村で操作できないときは、県教育委員会において災害地に近い他の市町村からの操作を行うものとする。これも困難な場合は、教職員の緊急募集等の方法を検討する。

3 応急教育の留意点

- (1) 災害の状況に応じ、施設の確保、教材、学用品等の調達及び教職員の確保により、できるだけ応急授業を行うように努める。たとえば2部授業、分散授業の方法によるものとする。
- (2) 応急教育の実施にあたっては、次の点に留意して行う。
 - ア 教科書、学用品等の損失状況を考慮し、児童生徒の負担にならないように留意する。
 - イ 教育場所が公民館等学校以外の施設によるときは、授業の方法、児童生徒の健康等に留意する。
 - ウ 通学道路やその他の被害状況に応じ、通学等にあたっての危険防止を指導する。
 - エ 授業が不可能な事態が予想されるときは、児童生徒に対し、自習、勉学の内容・方法等を周知徹底する。

4 学校給食等の措置

- (1) 給食施設・設備が被災した場合、できるだけ応急措置を講ずる。
- (2) 原材料等が被害を受けた場合は、応急調達の措置を講ずる。
- (3) 衛生管理上支障のないよう十分留意する。

5 学校が避難所となった場合の措置

学校等の教育施設において避難所が開設される場合、学校長等は避難所の開設等に協力し次のような措置をとる。

- (1) 児童生徒等の安全確保
在校中に発災した場合においては、児童生徒等の安全確保を最優先とした上で、学校施設の使用方法について村と協議する。
- (2) 避難所の運営への協力
避難所の運営については積極的に協力するとともに、できるだけ早い時期に授業が再開できるよう村、村教育総務課等との間で必要な協議を行う。
- (3) 避難が長期化する場合の措置
 - ア 避難が長期化する場合、収容者と児童生徒がそれぞれ支障とならないよう指導する。
 - イ 避難が長期化する場合、給食施設はり災者用炊き出しの施設として利用されることが考えられるが、学校給食と炊き出しの調整に留意する。

第2 学校用の調達及び授業料等の減免、育英資金

1 教材、学校用品等の調達、給与

- (1) 教科書については、村教育総務課からの報告に基づき、県教育委員会が一括して特約教科書供給所（鹿児島書籍株式会社〔電話 099-223-8401〕）から調達する。
- (2) 文房具、通学用品等については村教育総務課又は県教育委員会において、それぞれ調達する。

(3) 災害救助法が適用された場合におけるり災小中学校の児童生徒に対する学用品の給与は、知事から災害救助法による救助に関する事務の一部を行うこととするこの通知を受けた村長が行う。

2 災害救助法による基準

災害救助法による基準は、第3部第1章第3節「災害救助法の適用及び運用」を参照

第3 文化財の保護

1 所有者、管理者の通報義務等

文化財に災害が発生した場合は、その所有者、管理者は直ちに消防団へ通報するとともに災害の拡大防止に努めなければならない。

2 被害状況の報告

文化財に被害が発生した場合は、その所有者、管理者被害状況を速やかに調査し、その結果を村指定の文化財については村教育総務課へ、県指定の文化財については県教育委員会へ、国指定の文化財にあっては、県教育委員会を経由して、文化庁へ報告しなければならない。

3 関係機関との協力

関係機関は、被災文化財の被害拡大を防ぐため、協力して応急措置を講じる。

第12節 義援物資等の取扱い

【十 島 村：住民課・総務課】

災害時には、村内外から多くの義援金及び義援物資の送付が予想される。

このため、寄せられた義援金及び義援物資を公正・適正に被災者に配分するとともに、義援物資については、被災者の需要を十分把握し、必要とする物資の広報等に努める。

第1 義援金の配分

1 義援金の引継ぎ及び管理

個人、会社及び各種団体等から送付されたり災者に対する義援金は、窓口である住民課で受領後、速やかに会計課に引き継ぎ、厳重な管理をする。

2 配分

住民課で受領した義援金は、関係機関をもって構成する配分委員会において、配分の対象、基準、方法、時期並びにその他必要な事項について決定する。

第2 義援物資の取扱い

1 村に送付される義援物資の取扱い方針

(1) 国民、企業等からの義援物資について、被災者が必要とする物資の内容を把握し、報道機関等を通じて迅速に公表すること等により、受入れを調整する。

- (2) 義援物資の受入れ、仕分け、配送に関して、必要に応じて、十島村社会福祉協議会、その他防災関係機関やボランティアの協力を得る。

2 送付される義援物資の取扱い方法

(1) 義援物資の取扱いに関する広報

ア 受け付ける品目、送付場所等の決定

物資の過不足の状況を把握し、物資の受入れ品目、送付場所を決定する。

イ 受け付ける品目、送付場所等の広報

総務課は、アで決定した事項を、報道機関を通じて広報する。

(2) 義援物資の集積・搬送・配分

(義援物資の集積・搬送・配分については、第3部第3章第4節「生活必需品の給与」参照)

第13節 農林水産業災害の応急対策

【十島村：地域振興課】

風水害時には、農林水産物及び家畜に多大な被害が発生することが予想される。

このため、農林水産物等の被害の拡大防止、被災地における家畜伝染病の予防、飼料の調達及び配分等の対策を実施する。

第1 農産物対策

1 事前・事後措置の指導

村及び県は、災害による農産物の被害拡大を防止するために、各作物毎に事前・事後措置について、農家に対して実施の指導にあたるものとする。

2 気象災害対策

気象災害対策については、村は県と緊密な連携のもとに、的確な状況の把握と対策指導の徹底を期するものとする。

対象作物	対象災害
(1) 水稲	風害、水害、干害、寒害
(2) 大豆	風害、水害、干害
(3) そば	風害、水害
(4) 甘しょ	風害、水害、干害、寒害、霜害、潮風害
(5) たばこ	風害、水害、干害、寒害、降灰害、霜害
(6) さとうきび	風害、干害、潮風害
(7) 野菜	風害、水害、干害、寒害、降灰害、潮風害、霜害
(8) 果樹	風害、水害、干害、寒害、降灰害、潮風害、霜害
(9) 花き・花木	風害、水害、干害、寒害、降灰害、潮風害、霜害
(10) 茶	干害、寒害、降灰害、潮風害、霜害
(11) 飼料作物	風害、水害、干害、寒害、降灰害

3 病虫害防除対策

災害時における病虫害の対策は、次のとおりである。

(1) 指導の徹底

病虫害防除対策については、県農政部各課、農業開発総合センター及び病虫害防除所と緊密な連携のもとに、村、県地域振興局・支庁農林水産部、JA等が的確な状況の把握と防除指導の徹底を期するものとする。

(2) 農薬の確保

県経済連及び県内農薬卸売業者においては、病虫害の異常発生に備えて、常時ある程度の農薬を確保しているため、その活用を図る。

(3) 防除機具の整備

村、団体及び集落防除班の保有する既存防除機具を有効かつ適切に使用するよう指導する。

(4) 集団防除の実施

災害地域が広範囲にわたり、かつ、突発的に発生する病虫害については、大型防除機具等を中心に共同集団防除を指導するとともに、必要に応じて関係機関と協議のうえ、ヘリコプター等による防除も実施する。

第2 林水産物対策

1 応急措置、事後措置の指導

村及び県は、災害による林水産物等の被害の拡大を防止するために、被災林業家、漁家等に対して応急措置、事後措置の指導にあたるものとする。

2 対象作物等及び対象災害

応急措置、事後措置の指導を行う対象作物等及び対象災害については、次のとおりである。

(1) 林産物

対象作物	対象災害
ア 苗畑	干害、降灰害
イ 造林木	干害、風害、潮害
ウ たけのこ専用林	風害、水害、干害
エ しいたけ	干害、降灰害

(2) 水産物

ア 養殖魚類対策

台風等の際の養殖魚については、餌止めを行うなど過度なストレス負荷を与えないように適正な養殖管理を指導する。

第3 畜産関係対策

1 防疫体制

被災地における家畜伝染病予防上必要な措置は知事が行うものとする。

2 畜舎の消毒

家畜伝染病の発生・まん延防止のため、必要に応じ、畜舎の消毒を次のように実施する。

(1) 実施主体

家畜保健衛生所

(2) 実施の方法

災害時に家畜防疫車を派遣し、村本部と協力して実施する。

(3) 家畜防疫車常設場所

鹿児島中央家畜保健衛生所

(4) 消毒薬品

家畜保健衛生所の備蓄分を利用する。

3 飼料の確保

(1) 災害時の緊急を要する飼料は、次の機関を指定し、必要量を確保する。

鹿児島県経済農業協同組合連合会（鹿児島市鴨池新町15番地）

鹿児島県→経済農協連→末端農協→被災者

4 緊急電力の確保

次の機関への送電は、研究試料及び栄養食品の保管並びに家畜防疫上緊急を要するので、九州電力と緊密な連絡を保ち確保を図る。

(1) 農業開発総合センター畜産試験場（（社）鹿児島県種豚改良協会含む）

農業開発総合センター肉用牛改良研究所

(2) 家畜保健衛生所

(3) ふ卵施設

(4) 牛乳乳製品工場

(5) と畜場

(6) 食鳥処理場

(7) GPセンター

(8) 化製場

(9) 死亡獣畜取扱場

(10) 飼料工場

5 家畜管理の指導

家畜保健衛生所において、災害発生に伴う一般管理を指導するが、状況に応じて農業開発総合センター畜産試験場、県地域振興局・支庁農林水産部から職員を派遣して指導にあたる。

6 畜産関係施設の代替施設の確保

食肉処理場等の畜産関係施設が被災し、操業停止となった場合には、非被災地域施設において、被災した施設の業務を補完できるよう、関係機関・団体に対し協力を要請するとともに、必要に応じて、国及び他の地方公共団体に対しても協力・支援を要請する。

第4章 社会基盤の応急対策

電力、上水道、通信などのライフライン関係施設や道路等公共施設及び交通施設等は、ますます複雑、高度化し、災害による一部の施設の機能停止が各方面に大きな影響を及ぼすおそれがある。本章では、このような社会基盤の応急対策について定める。

第1節 電力施設の応急対策

【関係機関：九州電力】

【十島村：土木交通課】

風水害時には、風雨等により電柱の倒壊、電線の断線等が多数発生し、住民生活に多大な支障が生じるので、迅速かつ的確な優先度を考慮した対応が必要である。

このため、電力施設の防護、復旧を図り、早急に被災者等に電力を供給する。

第1 応急復旧体制の確立及び早期復旧対策

1 災害対策に対する基本体制

災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合は、九州電力(株)防災業務計画(規程)等に基づき災害対策組織を設置する。また災害により事業所が被災した場合に備え、非常災害対策活動の代替拠点を予め定めておく。

2 情報の収集、連絡

災害が発生した場合は、対策組織の長は、気象、地象情報等の一般情報や、電力施設等の被害状況及び復旧状況等の被害情報を迅速、的確に把握するとともに村等からの情報を収集するなど、九州電力(株)防災業務計画(規程)等に基づく情報連絡体制により、対策組織間並びに村等防災関係機関との相互情報連絡に努める。

3 電力施設被害状況等の広報活動

災害の発生が予想される場合又は災害が発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況についての広報を行うとともに、公衆感電事故、電気火災を防止するため広報活動を行う。広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、村防災行政無線を活用する。

4 対策要員の確保

夜間、休日に災害発生のおそれがある場合、予め定められた各対策要員は、気象、地象情報その他の情報に留意し、防災体制の発令に備える。また、防災体制が発令された場合、対策要員は速やかに所属する対策組織に出動する。

5 復旧資材の確保

予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は現地調整、対策組織相互の流用、他電力会社等からの融通のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。

また、資機材の輸送は、原則として予め要請した請負会社の車両・船艇・ヘリコプター等を始めその他実施可能な運搬手段により行う。

6 危険予防措置

電力の需要の実態にかんがみ、災害時においても原則として供給を継続するが、警察・消防団等から要請があった場合等には、対策組織の長は送電停止等適切な危険防止措置を講ずる。

7 自衛隊の派遣要請

被害が極めて大きく、管内の工事力に余力ない場合又は工事力を動員してもなお応援を必要とする判断される場合には、対策組織の長は自衛隊法に基づき知事に対して自衛隊の派遣を要請する。

8 応急工事

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速、適切に実施する。また、作業は通常作業に比し悪条件のもとで行われるので安全衛生についても十分配慮して実施する。

9 施設の復旧順位

(1) 電力供給設備の復旧順位

復旧計画の策定及び実施に当たっては、九州電力（株）防災業務計画（規程）で定める各設備の復旧順位によることを原則とするが、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易を勘案して、供給上、復旧効果の最も大きいものから復旧を行う。

また、重要拠点施設である、医療機関、電気通信施設、水道施設、防災関係機関等への電気施設の早期復旧を行うため、必要に応じ、道路管理者と復旧箇所の優先度、復旧方法等について協議する。

(2) 需要家への電力供給の順位

供給に支障を生じた場合は極力早期復旧に努めるが、被害が広範囲に及んだ場合は、災害の復旧、民生の安定に影響の大きい、医療機関、交通、通信、報道機関、水道、官公庁等の公共機関、避難所、その他重要施設への供給回線に対して優先的に復旧を進める。

第2節 液化石油ガス施設の応急対策

【十島村：総務課】

風水害時には、ガス漏れ等のガス災害からの避難等も予想される。

このため、早急に施設の復旧を行い被災地に対しガスを供給するとともに、ガス災害から住民を保護する。

第1 応急対策

1 災害対策に対する基本体制

- (1) 液化石油ガス販売事業所（以下「販売店」という。）は、自ら供給している消費者等から事故発生の通報があったときは、速やかに現地に赴くと同時に消防団及び県LPガス協会に連絡する。さらに、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第2条第5項に規定する消費設備（ガスメーターと末端ガス栓の間の配管その他の設備を除く。以下「特定消費設備」という。）に係る事故の場合には、九州産業保安監督部保安課に通報する。
- (2) 県LPガス協会は連絡を受けたときは、県危機管理局消防保安課、消防機関、警察に連絡するとともに、支部長と協議し事故処理に必要な指示を与えなければならない。
- (3) 休日又は夜間における連絡は、各消防機関とその管内の販売店が協議して定める。

2 出動体制

- (1) 販売店は、消費者等からガス漏れ等の通報を受けたときは、直ちに現場に急行し、応急対策にあたるものとする。
- (2) 前項の通報があっても特別の事情により応じられない場合、又は応じられるが現場到着までに時間を要するときは、事故現場に近い販売店に応援出動を依頼する。
- (3) 供給販売店等は、事故の状況により消防機関の出動が必要であると判断したときは、速やかに所轄の消防機関に出動を要請し、さらに応援を必要とするときは、支部長及び地区代表者に応援出動を要請し、適切な対応をとりガス漏れをとめる。
- (4) 支部長、地区代表者は、前項の要請があったときは、直ちに出動班を編成し、出動人員、日時、場所等を確認し、事故処理に必要な事項を指示する。
- (5) 販売店は、供給販売店等からの応援出動の依頼を受け、又は支部長及び地区代表者から出動の指示があったときは、何時でも出動できるようあらかじめ人員及び資機材等を整備しておくものとする。

3 出動条件

- (1) 出動にあたっては通報受理後可及的速やかに到着することとし、原則として30分以内に到着できるようにする。
- (2) 出動者は緊急措置を的確に行う能力を有するものとする。この場合、有資格者が望ましい。
- (3) 出動者は、必ず所定のヘルメット及び腕章を着用する。

(4) 出動の際には必要な資機材を必ず携行し、事故処理に遺漏のないようにする。

4 事故の処理

(1) 事故現場における処理は、警察、消防機関の承諾を得て行い、事故の拡大防止に努める。

(2) 設備の点検調査を行い、事故原因を究明する。

5 関係機関との連携

(1) 会長は、事故発生時の連絡及び事故の状況報告に基づき、県危機管理局消防保安課、消防機関、警察と連携をとり、事故対策について調整を図るものとする。

(2) 支部長及び地区代表者は、消防機関、警察との連携を密に行うため、連絡方法、協力体制等についてあらかじめ地区組織をつくり協議しておくものとする。

6 報告

(1) 供給販売店は、事故の処理が終わったら、速やかに「事故届書」を九州産業保安監督部保安課（特定消費設備に係る事故の場合に限る。）及び危機管理局消防保安課に提出する。

(2) 支部長は、他の販売店に応援出動を指示し、又は自ら出動したときは、出動日時、場所、事故の状況及び処理、その他必要な事項を速やかに協会に報告する。

7 周知の方法

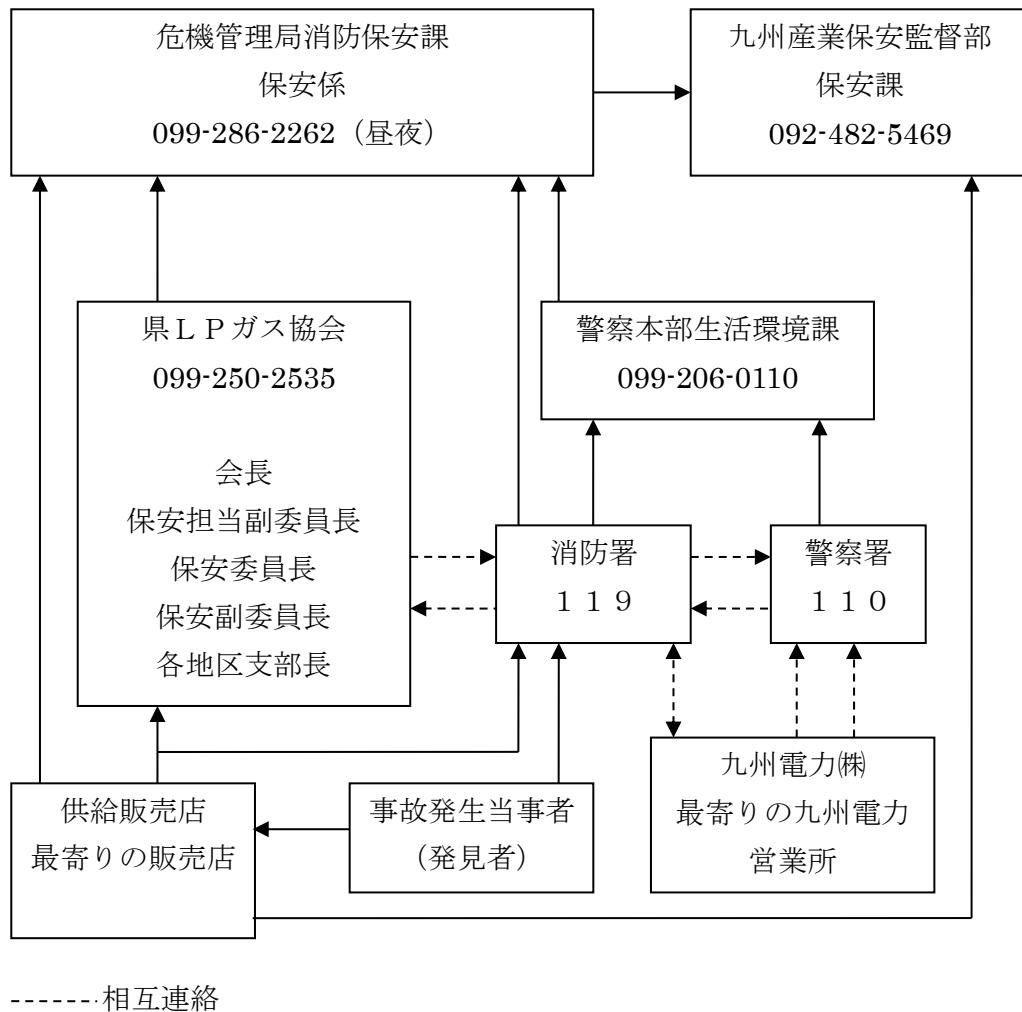
協会及び販売店は、消費者等に対し事故が発生したときの通報の方法を文書等により周知させておく。

8 安全管理

(1) 供給販売店は、自己の安全管理に万全を講じなければならない。

(2) 支部長は、応援のため出動する販売店に対し、安全管理に万全の注意を払うように指導しなければならない。

緊急連絡体制図



第3節 上水道施設の応急対策

【十島村：土木交通課】

風水害時には、水源、浄水場の冠水や道路決壊、崖崩れ、橋梁の流出等に伴う配水管の損壊等が多数発生し、給水停止による住民生活への支障はもちろん、特に初動期の緊急医療活動等に多大な支障が生じる。

このため、重要度、及び優先度を考慮した水道施設の迅速な防護、復旧を図るとともに、安全な水道水を供給する。

第1 応急復旧体制の確立及び早期復旧対策

1 応急対策要員の確保

土木交通課は、災害応急対策活動に必要な人員を速やかに確保するため、非常配備における動員体制について人員編成計画を作成する。

なお、災害の状況により人員が不足する場合は、指定給水装置工事事業者等に協力を求めて確保する。

2 応急対策用資機材の確保

土木交通課は、応急復旧を実施するため必要な資材及び機材を常備する。

なお、災害の状況により資材及び機材が不足する場合は、他の水道事業者から緊急に調達する。

3 応急措置

- (1) 災害発生に際しては、施設の防護に全力をあげ、被災の範囲をできるだけ少なくする。
- (2) 施設が破損したときは、破損箇所から有害物等が混入しないように処理するとともに混入した恐れがある場合は、直ちに給水を停止し、水道の使用を中止するよう住民に周知する。
- (3) 配水管の幹線が各所で破損し、漏水が著しく、給水を一時停止することが適切と考えられる場合は、配水池からの送水を停止し、破損箇所の応急処理を行う。
- (4) 施設に汚水が侵入した場合は、汚水を排除した後、施設の洗浄、消毒及び浄水の水質検査を行い水質に異常がないことを確認した後、給水する。
- (5) 施設が破損し、一部の区域が給水不能となったときは、他系統からの応援給水を行うとともに施設の応急的な復旧に努める。
- (6) 施設が破損し、全域的に給水不能となったときは、施設の応急的な復旧に全力をあげるとともに、他の市町村から給水をうけるための給水車の派遣等、飲料用の最低量の確保に努めるほか、給水場所等について、住民への周知を徹底する。

第4節 電気通信施設の応急対策

【関係機関：NTT西日本】

【十島村：土木交通課】

風水害時には、風雨等により電柱の倒壊、電線の断線等が多数発生し、住民生活はもちろん、特に初動期の防災関係機関の情報収集・伝達等に多大な支障が生じる。

このため、迅速に、かつ重要度、優先度を考慮して電気通信施設の防護、復旧を図り、早急に通信を確保する。

第1 応急復旧体制の確立及び早期復旧対策

1 災害対策本部等の設置

- (1) 防災業務の円滑かつ的確な実施を図るため、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合で、必要があると認められるときは、NTT西日本鹿児島支店内に災害対策本部又はこれに準ずる組織（情報連絡室等）を臨時に設置する。
- (2) 災害対策本部及び情報連絡室等は、災害に際し被害状況、通信の疎通状況の情報連絡、通信の疎通確保、設備の復旧、広報活動、その他被害対策に関する業務を行う。

2 情報の収集及び連絡

災害が発生し、あるいは発生するおそれのあるときは災害対策本部は重要通信の確保及び被災した電気通信施設等を迅速に復旧するため、気象状況、災害状況、電気通信施設等の被害状況及び回線の事故・疎通状況、停電状況、その他必要な状況を収集するとともに、当社の情報連絡体制に基づき、県、村、警察等の防災関係機関との相互情報連絡に努める。

3 事前準備

災害災害の発生が想定されるときは、その状況により次の事項について準備に着手する。

- (1) 重要回線、設備の把握及び各種措置計画の点検。
- (2) 災害対策機器の点検と出動準備、非常配置並びに電源設備に対する必要な措置。
- (3) 復旧のために必要な資材等の準備。
- (4) 電気通信設備等に対する必要な防護措置。
- (5) その他、安全上必要な措置。

4 通信の非常疎通措置

災害が発生した場合、次により状況に応じた措置をとり、通信の輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。

- (1) 臨時回線の設置、中継順路の変更等疎通確保の措置をとる他、必要に応じ災害応急復旧用無線電話機等の運用、特設公衆電話の設置を行う。
- (2) 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保する必要があるときは、電気通信事業法、電気通信事業法施行規則の定めるところにより、状況に応じて利用制限等の措置を行う。
- (3) 非常・緊急電話は、電気通信事業法、電気通信事業法施行規則の定めるところにより、一般の電話に優先して扱う。
- (4) 警察通信、消防通信、その他諸官庁が設置する通信網との連携を図る。

5 設備の応急復旧

被災した電気通信施設等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速・適切に実施する。

- (1) 被災した電気通信施設等の復旧は、サービス回復を一義として速やかに実施する。
- (2) 必要と認めるときは、災害復旧に直接関係ない工事に優先して、復旧工事に要する要員・資材及び輸送の手当を行う。
- (3) 復旧にあたっては、行政機関、ライフライン事業所と連携し、早期復旧に努める。

6 応急復旧等に関する広報

電気通信施設が被災した場合、被災した電気通信施設の応急復旧状況、通信の疎通及び利用制限の措置状況等利用者の利便に関する事項について、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じてNTTホームページに掲載する等により、直接当該被災地に周知を行う。

第5節 道路等公共施設の応急対策

【関係機関：鹿児島県】

【十島村：土木交通課】

災害時には、道路・港湾・漁港等の公共施設に多大な被害が予想される。これらの施設は、緊急輸送の実施等初動期の応急対策活動を実施する上で大変重要な施設である。

このため、速やかに被災状況の情報収集を行い、迅速かつ的確に、緊急度、優先度を考慮して施設の復旧に努める。

第1 応急復旧体制の確立及び早期復旧対策

1 道路・橋梁等の応急対策

(1) 災害時の応急措置

道路・橋梁の被災状況を速やかに把握するため、ライフライン占有者、建設業者等からの道路情報の収集に努めるとともに、パトロールを実施する。これらの情報により応急措置を講じるとともに、必要に応じて迂回路の選定を行う。また、災害の程度によっては「大規模災害における対策に関する協定書」に基づき協力要請を行う。

(2) 応急復旧対策

被害を受けた道路は、速やかに復旧し、交通の確保に努めるものとする。特に、「緊急輸送道路」を最優先に復旧作業を実施し、道路の機能確保に努める。また、災害の程度によっては「大規模災害における対策に関する協定書」に基づき協力要請を行う。

2 砂防・港湾・漁港等の応急対策

(1) 海岸保全施設

海岸保全施設が、高潮等により被害を受けたとき、又はそのおそれがあるときは関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

(2) 港湾・漁港施設

高潮等により水域施設、外郭施設、けい留施設等の港湾・漁港施設が被害を受けたとき、又はそのおそれがあるときは関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

(3) 砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設

土石流、地すべり、がけ崩れ等により砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設が被害を受けたとき、又はそのおそれがあるときは関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

